

平成23年 第57回定例会

あわらし議会会議録

平成23年11月29日 開会

平成23年12月16日 閉会

あわらし議会

平成23年 第57回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(11月29日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	5
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第49号から議案第60号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	8
議案第77号から議案第84号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	21
議案第85号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	24
議案第86号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	25
陳情第1号の上程・委員会付託	27
散会の宣言	28
署名議員	28

第 2 号(12月5日)

議事日程	29
出席議員	30
欠席議員	30
地方自治法第121条により出席した者	30
事務局職員出席者	30
開議の宣告	31
会議録署名議員の指名	31
一般質問	31
吉田太一君	31
一般質問	33
笹原幸信君	33
一般質問	39
山田重喜君	39
一般質問	44

八木秀雄君	44
一般質問	50
山川知一郎君	50
一般質問	62
卯目ひろみ君	62
一般質問	70
牧田孝男君	70
一般質問	76
北島登君	76
散会の宣言	86
署名議員	86

第 3 号(12月15日)

議事日程	87
出席議員	88
欠席議員	88
地方自治法第121条により出席した者	88
事務局職員出席者	88
開議の宣告	89
会議録署名議員の指名	89
議案第77号から議案第85号、陳情第1号の 委員長報告・総括質疑・討論・採決	89
発議第5号の提案理由説明・質疑・討論・採決	97
議案第87号から議案第93号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	99
会期延長の件	100
散会の宣言	100
署名議員	101

第 4 号(12月16日)

議事日程	102
出席議員	103
欠席議員	103
地方自治法第121条により出席した者	103
事務局職員出席者	103
開議の宣告	104
会議録署名議員の指名	104
議案第87号から議案第93号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	104
議員派遣の件	107
閉議の宣告	108

市長閉会挨拶	108
議長閉会挨拶	109
閉会の宣告	109
署名議員	109

第57回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成23年11月29日(火)

午前9時30分開議

- 1. 開会の宣告
- 1. 市長招集あいさつ
- 1. 開議の宣告
- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第49号 平成22年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第50号 平成22年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第51号 平成22年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第52号 平成22年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第53号 平成22年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第54号 平成22年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第55号 平成22年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第56号 平成22年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第57号 平成22年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第58号 平成22年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第59号 平成22年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第60号 平成22年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第77号 平成23年度あわら市一般会計補正予算(第4号)

- 日程第 1 6 議案第 7 8 号 平成 2 3 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 1 7 議案第 7 9 号 平成 2 3 年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 8 議案第 8 0 号 平成 2 3 年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 9 議案第 8 1 号 平成 2 3 年度あわら市水道事業会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 0 議案第 8 2 号 平成 2 3 年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 1 議案第 8 3 号 平成 2 3 年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 8 4 号 平成 2 3 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 3 議案第 8 5 号 あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 8 6 号 あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 陳情第 1 号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情

(散 会)

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	徳丸敏郎
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	辻博信	会計管理者	高橋瑞峰
市民福祉部理事	岡崎新右衛門	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	参事	山口徹
主査	宮川豊一		

議長開会宣告

議長(向山信博君) ただいまから、第57回あわら市議会定例会を開会いたします。
(午前9時32分)

市長招集挨拶

議長(向山信博君) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 本日ここに、第57回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も残すところあと1カ月となりました。議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、今月11日に野田総理大臣は、「貿易立国として活力ある社会を発展させるためには、アジア太平洋地域の成長力を取り入れなければならない」として、TPP(環太平洋経済連携協定)の交渉参加に向けて関係国と協議に入る方針を表明しました。

関税はもちろんのこと、労働や金融、医療サービスなど、国と国の間の規制や非関税障壁を撤廃し、自由な貿易、投資の実現を目指す同協定への参加をめぐることは、経済界では評価する意見が大勢を占める一方、農業者団体や医療関係者などからは強く反対する声が上がっているなど、世論も賛成、反対の真っ二つに割れている状況にあります。総理は、最も影響が懸念される農業については、「断固守り抜く」と明言しておりますが、関係者の不信感、不安感を払拭するには至っておりません。

TPPについては、これまで、メリット、デメリットに対する政府の十分な説明がなく、深い議論の末の国民的合意が形成できていないことが、今般の混乱の背景にあると言われております。これからの交渉過程においては、国益を最優先に考えることは当然であります。国民への情報開示を徹底し、コンセンサスを得ることがぜひとも必要であると考えております。

現時点では、交渉の行方を見通すことはできませんが、現実に参加することとなった場合には、本市の産業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されますので、今後の動向には細心の注意を払って参りたいと考えております。

次に、本格的な降雪期の到来に備え、除雪対策について万全を期すべく準備を進めており、来月1日から来年3月31日までの間、あわら市道路除雪対策本部を建設課に設置いたします。

新潟地方气象台発表の本年12月からの3カ月予報では、降雪量は平年並とのこととあります。道路除雪につきましては、国・県道とアクセスする基幹道路を優先的に実施し、生活道路及び公共施設等へのアクセス道路につきましても最大限の確保を図って参ります。

なお、本年度におきましても、昨年度に引き続き、市が保有する6台の除雪機械を民間業者へ貸与することにより、除雪作業を効率的かつ的確に行って参りたいと考えております。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、補正予算に関するもの8議案、条例の制定に関するもの2議案の計10議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容、提案の趣旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（向山信博君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 事務局長。

事務局長（田崎正實君） 諸般の報告をいたします。

平成23年9月5日招集の第55回あわら市議会定例会において議決されました議案につきましては、9月26日付で市長あてに会議結果の報告を行っております。

また、11月2日招集の第56回あわら市議会臨時会において議決されました議案につきましては、11月4日付で市長あてに会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました陳情等につきましては、お手元に配布してあります陳情等文書表のとおりであります。

なお、閉会中の11月15日から17日にかけて、総務文教常任委員会と厚生経済常任委員会の行政視察を行っております。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案10件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下13名であります。

以上でございます。

行政報告

議長（向山信博君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、総務課所管について申し上げます。

初めに災害応援派遣についてですが、本年7月末に発生しました新潟・福島豪雨

災害に対し、新潟県市長会から福井県市長会を通じて技術職員の派遣要請がありました。この要請を受けまして、本市から農林水産課の職員1名を10月24日から11月4日までの2週間、新潟県南魚沼市に派遣し、農業施設に係る災害査定のための設計書作成業務に当たらせました。復旧作業は、残った稲の刈り取りを待ってから行う必要があるため、5%程度しか進んでいないとの報告を受けており、大きな被害に対し、心からお見舞い申し上げますとともに、今後も要請があれば積極的に応援して参りたいと考えております。

次に、10月29日に、あわら市役所におきまして、平成23年度あわら市表彰を教育委員会表彰とともに実施いたしました。今年度は、市政に対し長年にわたり多大な功績のあった6人の方々を表彰させていただきました。また、教育委員会表彰は、奨励賞として5人の方々を表彰いたしております。

次に財政部関係でございますが、財政課所管では、モーターボート競走事業について申し上げます。

モーターボート競走事業は、昭和43年に三国競艇場が竹田川の河口から現在地に移転した際に、旧芦原町が当時の自治大臣から施行者としての指定を受け、実施するようになったものであります。合併後は、あわら市が事業を引き継ぎ、現在まで44年間モーターボート競走事業にかかわって参りました。昭和55年度までは、順調に売り上げを伸ばし、その収益は一般会計に繰り入れられ、旧芦原町の財政に大きく貢献して参りました。平成11年度までの繰り入れ総額は、106億9,000万円となっております。

しかしながら、その後は、景気の低迷やファンの高齢化、嗜好の多様化などにより、収益は年々低下し、平成12年度からは、一般会計への繰り出しができない状況となりました。この間、ファンサービスの拡大や事務の効率化など、場全体で経営改善に努めて参りましたが、近年では、昨年度の女子王座決定戦などのビッグレースを開催したときなどを除いて、売上額の前年度割れが続くなど、厳しい状況が続き、今後も収益の急激な回復は難しいのではないかと考えております。

このような状況の中、本市のモーターボート競走特別会計は、平成21年度、平成22年度ともに基金の取り崩しを行い、決算を組んだところであります。この基金も平成22年度末の残高は3,000万円余りとなっており、今後、モーターボート競走事業を継続した場合は、一般会計からの補てんが必要となる事態も想定されます。

しかし、収益事業としてのモーターボート競走事業に一般会計から補てんを行ってまで事業を継続することは、議会をはじめ、市民の皆様のご理解をいただくことは到底できないと考えます。したがって、大変重い決断となりましたが、今年度限りでモーターボート競走事業から撤退をすることいたしました。

この件につきましては、現在、事務の委託先である武生三国モーターボート競走施行組合、施設の所有者である三国観光産業株式会社などと事務的な協議を進めているところであり、あわら市が開催していた24日分につきましては、武生三国モ

ーターボート競走施行組合がこれを引き継いで開催するということで調整が済み
おります。

また、先日、東京で開催されたモーターボート競走関係全国責任者会議の際には、
関係団体に対し、撤退の意向を伝えて参りました。

ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に経済産業部関係でございますが、観光商工課所管について申し上げます。

10月19日に金津創作の森において、企業と行政の情報交換や地元企業間の交
流の促進を目的に、企業交流会を開催いたしました。今回初めてとなるこの交流会
には、市内企業14社が参加し、3社が自社紹介を行ったほか、障害者雇用の拡大
や省エネに向けた取組事例の発表などが行われました。

また、海外進出企業からは、部品調達における企業間連携も提案されるなど有意
義な機会であったと思っております。この交流会が、企業間の技術提携や共同事業
に結び付き、ひいては、地域経済の発展に繋がることを期待しまして、今後も継続
して開催したいと考えております。

次に、市民福祉部関係でございますが、健康長寿課所管では10月18日と19
日の両日、トリムパークかなづにおいて健康長寿祭を開催し、1,305人の参加を
いただきました。参加された皆様には、市内保育園児の遊戯や、老人クラブの活動
発表、プロ歌手による歌謡ショーなどをお楽しみいただきました。

また、H E E C E 構想関連事業として、簡単で美味しく、栄養バランスのとれた
朝食をテーマに料理コンテストを実施し、17点の応募をいただきました。10月
9日に、金津中学校調理室において最終審査会を開催し、一次審査を通過した5点
の考案者に実際に腕を振るっていただき、谷仁愛大学教授ら5人の審査員により、
最優秀賞などを決めていただきました。入賞作品のレシピは、ホームページ、広報
等で公開しておりますので、市民の皆様には朝食づくりの参考にしていただきたいと
考えております。

次に、教育委員会関係でございますが、文化学習課所管では10月29日と30
日の両日に第8回あわら市民文化祭を中央公民館などを会場に開催いたしました。
今年の文化祭には、初めて金津高等学校美術部に参加をいただき、「みずみずしく若
い感性にあふれた作品が多い」と訪れた方々に大変好評でありました。今後も是非
若い方々の参加をいただきたいと考えております。

また、11月19日には、ゆうゆうと輝く市民の会と青少年健全育成市民会議の
ご協力のもと、生涯学習推進大会をあわら市文化会館で開催いたしました。今回は、
式典の後のアトラクションを子ども文化祭と題し、市内で活躍する子供たちのバレ
エやフラダンスの演技、和太鼓の演奏のほか、全国屈指の実力を持つ石川県の遊学
館高等学校バトントワリング部に特別出演をしていただきました。夢に向かって突
き進む子供達の演技は、エネルギーで大変すばらしく、会場を埋めた観客全員
が魅了された様子でありました。

以上で行政報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、4 番、山田重喜君、5 番、三上 薫君の両名を指名します。

会期の決定

議長（向山信博君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 15 日までの 17 日間といたしたいと思いません。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より 12 月 15 日までの 17 日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第 49 号から議案第 60 号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第 3、議案第 49 号、平成 22 年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 4、議案第 50 号、平成 22 年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 5、議案第 51 号、平成 22 年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、議案第 52 号、平成 22 年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 7、議案第 53 号、平成 22 年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 54 号、平成 22 年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 55 号、平成 22 年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、議案第 56 号、平成 22 年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第 11、議案第 57 号、平成 22 年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第 12、議案第 58 号、平成 22 年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について、日程第 13、議案第 59 号、平成 22 年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について、日程第 14、議案第 60 号、平成 22 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について

以上の議案 12 件を一括議題とします。

議長（向山信博君） これらの議案につきましては、決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりますので、委員長よりその審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 決算審査特別委員長、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 議長のご指名がありましたので、決算審査特別委員会のご報告をいたします。

去る9月開催の第55回あわら市議会定例会において、当委員会に付託されました議案第49号から議案第60号までの12議案について、10月5日、11日、13日、14日、20日、21日、及び11月1日の7日間にわたり、関係理事者の出席を求めて審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

ご承知のとおり、決算の認定は、地方自治法に規定する議会の権限のうち、極めて重要な議決事項の一つとして定められております。決算は、本市の重要な経営成績のあらわれであり、その予算が如何に適切に執行されているかを監視し、「その財政効果が本来の行政効果の目的に適合しているか」、「住民負担とその使途が適正かつ効率的に行われているか」などに重点をおいて、主要事業の成果の確認とあわせて、その処理及び対応について審査して参りました。

特に、それぞれの会計における歳入歳出の内容及びその執行状況を踏まえ、これらが本市の今後の市政運営と長期的な財政計画にどのように結びつくかを主眼として審査したところであります。

決算書における計数的な内容につきましては、先の議会において、代表監査委員から専門的な立場での意見書が提出されておりますので、総括的な事項について、各課ごとに申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

市の功勞表彰は、市政の振興に寄与し、または市民の模範と認められる行為のあった方々を表彰するもので、昨年度は9名の方々が表彰を受けられました。委員からは、9月定例会で提案された防犯隊設置条例の制定に関連し、防犯隊と消防団員が分離されることから、基準年数に満たない兼務をしていた消防団員は、表彰の対象にならなくなってしまう。消防団員も表彰の対象とすべきであるとの意見がありました。また、基準年数には満たなくても、複数の要職を担って市政に貢献されている方々も多くあります。よって、複数の年数も考慮した表彰の基準を設けることも要望するものであります。

次に、防災関係についてであります。現在、備蓄物資の備蓄場所は、金津地区は榛ノ木原の大型車庫に、そして、芦原地区は各避難所備蓄倉庫に配置されております。集中方式と分散方式にはそれぞれのメリット、デメリットがありますが、あらゆる災害を想定した配備計画の見直しを求めるものであります。

また、防災資機材等の整備事業補助については、設立時の補助率が2分の1で、補助額上限が10万円となっております。2回目以降は10分の3補助で、3万円の補助額上限となっております。このことについては、世帯数が多い地区も少ない地区も一律同じ条件となっていることから、不公平感があるとの意見がありました。よって、地区の状況に応じた補助内容になるよう見直しを求めるものであります。

次に、日中友好交流事業についてであります。藤野巖九郎記念館の昨年の来館者数は、合計で1,245人、前年度に比べて239人の減であります。この記念館は、今年11月1日に竣工したあわら温泉湯のまち広場に移築されたわけですが、多額の費用を投入して整備されたものでありますから、これを機会に記念館の有効活用と、来館者数の増加に努めていただき、藤野巖九郎と魯迅のエピソードをしっかりとPRしていただくことを期待するものであります。

次に、政策課所管について申し上げます。

ケーブルテレビの加入率は、本年3月末で60.7%の頭打ち状況にあります。このことについて、委員からは、市もしっかりと加入の勧誘を行っているのか、加入率を増加させるには料金が高過ぎるのではないかと、また、チラシが非常に見にくいなどの意見がありました。市としても投資を行っているので、加入率促進のために、料金の見直しを申し入れるなど、最大限の努力を要望いたします。

次に、監理課所管について申し上げます。

土地開発基金の平成22年度末現在高は、土地が3,261万1,000円、現金が6,841万3,000円となっております。この基金は、公用もしくは公共用に供する土地等を先行取得することにより、事業の円滑化を図るため設置されているものであります。先行取得した土地は、最終的に、一般会計で買い戻しを行い、現金化を行うことが本来のあり方であると考えますので、基金のあり方について再度、検討を求めるものであります。

次に、現在、市が借り上げている土地は141カ所、33万584.04㎡で、借地料9,048万7,877円を支払っております。この中には、現在使用しておらず、不要な借地もあると考えられます。よって、各課に共通することではあります。借地の内容を十分精査し、不必要な土地については、返還も検討するよう要望いたします。

次に、財政課所管について申し上げます。

公営企業における資金不足比率において産業団地特別会計では、平成20年度は5.2%であったものが、平成22年度では17.9%に悪化をしております。これは、造成地の売れ残りとその土地評価額の下落によるものであります。このままテクノパークの造成地を売却できなければ、平成23年度決算では20%を超えることが見込まれます。このことについては、昨年の決算審査でも、早急に更なる努力を要望いたしました。20%を超えることがあれば、財政健全化計画をつくり議会の承認が必要になり、対外的にも悪いイメージを与えることにつながります。対策としては、一般会計からの繰り入れも考えられますが、売却に向けて更なる努力を求めるものであります。

次に、平成22年度末の地方債残高は、小中学校の耐震改修など大規模事業により約15億円増の300億円となっており、一般会計では約152億円であります。合併特例債の発行限度額は94億6,000万円ですが、平成22年度末の発行可能額は約45億円となっております。今後は、エルディの改修や給食センターの

建設など、平成25年度までに大きな事業が計画されております。特例債といえども、その3割は市の実質負担でありますので、今後の事業遂行に当たっては、真に必要な事業に充当するなど取捨選択するよう要望いたします。

次に、税務課所管について申し上げます。

昨年、耕運機やトラクターなどの実態調査を行い、適正な課税をするようお願いいたしましたが、担当課からは、農業法人への現地調査を行ったとの説明がありました。また、固定資産税では、航空写真による家屋の把握や地目の認定も行うなど、適正な課税客体把握に努力をされております。

今後も引き続き、公平・公正な課税に努力するよう要望いたします。

次に、収納推進課所管について申し上げます。

市税の現年度分収納率は、平成19年度で95.83%であったものが、平成22年度では、97.74%と大きくアップしております。このことは、税負担の公平性を保つため、平成20年度に収納推進課を設置し、徴収体制を強化してきた成果であると、委員全員が評価をいたしております。今後も引き続き、徹底した徴収に当たっていただくことを要望いたします。

一方、市税の不納欠損額については、今年度は1,040万円、過去3年分では合計で1億5,800万円に上っております。もとより、不納欠損は法令に基づき行うものでありますが、納付誓約や差し押さえなど時効中断に係る手続を行うなど、更なる努力を求めます。

次に、市民生活課所管について申し上げます。

一般廃棄物収集手数料の未納状況であります。特別集積地分の現年度分で60万6,000円、過年度分で155万8,525円となっております。また、指定ごみ袋分では、過年度分14万6,000円となっております。委員からは、特別集積地は、アパートなどが特別にごみを集めてもらうために手数料を払っているのだから、未納になった場合は、収集をすぐに中止すべきであり、また、ごみ袋を販売している商店などで未納が生じたものについては、直ちに取引を中止し、滞納解消に取り組むべきであるとの強い意見がありました。

また、昨年も指摘をいたしました住民基本台帳カードであります。発行枚数は、約2,700枚、歳入で44万7,000円となっております。発行率の目標は3,000枚であるそうですが、高額のコストをかけて機械を導入しているため、各種会合、イベント等を通じて更なるPRをして、普及を図るよう要望いたします。

次に、公害対策事業について申し上げます。

公害対策では、事業所排水調査をはじめ5項目で265万5,450円、北潟湖水質浄化対策として水質検査に13万9,650円を支出しております。理事者からは、公害測定の結果のみの説明がございましたが、これらの測定と結果に基づいた分析が全く行われておりません。今後は、測定結果に基づいた分析もしっかり行い、あわら市の環境対策に当たってもらうことを要望いたします。

次に、福祉課所管について申し上げます。

生活保護関係についてであります。認定を受けている世帯は102世帯で123人となっており、支給状況は、医療扶助費1億4,014万8,225円をはじめ、生活扶助費6,121万7,229円など、合計で2億3,000万8,005円となっております。理事者の説明では、この10年間で倍増となっているとのことでありました。

今後は生活保護者の自立をさらに促進する対策を要望いたします。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

去年は、保育料の滞納が約140万円生じていたため、保育料の未収金回収についてしっかり取り組むよう要望いたしましたが、本年度は、保育施設と連携しながら電話や文書で催促を行ったり、自宅訪問を行うなどして、現時点で完納となっております。このことについては、担当課の保育料徴収姿勢について大変評価をするものであります。今後とも、未納を発生させないことを期待いたします。

次に、健康長寿課所管について申し上げます。

国民健康保険事業では、基金を6,000万円繰り入れし、歳入歳出の均衡を図るなど大幅な赤字を回避しております。今後は保険料の見直しが必要になるなど、大きな転換期を迎えることとなりますが、徴収率のアップ、医療費の分析、受診しやすい健康診断の取り組みなど、総合的な取り組みを要望します。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

耐候性ハウスの補助をJA花咲ふくいに行っていますが、補助率はあわら市で5%、坂井市で10%となっております。理事者からは、この補助率が異なっていることについて、あらかじめ統一するよう坂井市と打ち合せをしていたが、結果的に異なってしまったとの説明がありました。委員からは、両市は隣接しているのだから、補助金については統一を図ってほしいとの要望がありました。

次に、鳥獣害対策事業についてであります。東部獣害協議会の当初目標の固定柵27kmは、今年度で完了していますが、もともと電気柵は40km設置していた。牛ノ谷、笹岡など残りの部分13kmは未整備である。その他、細呂木地区、伊井地区にも被害があるため、区域の拡大を検討しているとの説明がありました。このことについては、今後のあわら市の農業振興に大きく影響するものでありますので、十分な検討を要望いたします。

なお、農林水産課においては、多額の補助金を各種団体に支出しております。このことについて、委員からは、支出に当たっては徹底したチェック、検証を行うよう意見がありました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

観光振興については、市観光協会等と連携協力して各種事業を行っております。委員からは、観光というとあわら温泉が中心となりがちであるが、吉崎や刈安山などの観光振興にも、もっと取り組んで、市全体のバランスのとれた観光振興を行うべきであるとの意見がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

除雪対策事業についてであります。昨年は25年ぶりの大雪となったことから、民間の除雪車両の借り上げを増やし、通行不能箇所を最小限に食い止め、安全で円滑な道路交通の確保に努めたとの説明がありました。借り上げ車除雪委託料では4,100万円余りとなっております。委員からは、業者だけの除雪には限界があり、地域によっては遅い早いなどの格差が生じている、ある程度は地域にお願いしたほうが効率がよい、よって、除雪に係る地域への補助を積極的に行い、地域と連携した除雪体制を行うようにとの意見がありました。

次に、河川の美化と愛護についてであります。現在、草刈り清掃を行う河川愛護団体7団体に対して、279万2,000円の補助を行い、河川美化の推進を図っています。補助率は、県が3分の1、市が3分の1となっております。ただし、河川堤地外など危険なところは、県が草刈りを実施しているとのことですが、委員からは、地域によっては、地元がボランティアで草刈りを実施しているところもあり、また、地元が草刈りを実施することになっているところを県が行ってしまったりするところがあるとの意見がありました。このことについては、関係機関が地域と十分連携をしながら、河川の美化推進に当たっていただくことを要望いたします。

次に、住宅使用料滞納についてであります。前年度の収入未済額714万円に対して昨年度は550万円余りとなっており、若干の改善が行われておりますが、更なる徴収を要望するものであります。

次に、上下水道課所管について申し上げます。

下水道の接続状況は、芦原処理区で90.13%、金津処理区は89.26%となっております。担当課では、区長にお願いをしたり、未接続者を直接訪問して接続をお願いしているとのことですが、その結果接続に至ったのは数件という状況であります。

また、上水道の有収率は83.4%で財産区では96%となっております。これらのごとについて、委員からは、下水道の接続率向上を図るとともに、上水道では老朽管の更新や漏水の早期発見など、有収率のアップに努力してほしいとの意見がありました。

次に、芦原温泉上水道財産区所管について申し上げます。

昨年の収益状況は、旅館3件の営業廃止などにより給水量が減少し、154万6,000円の赤字となり、料金改正後3年目で赤字となりました。営業努力はされておりますが、支出している負担金の中には、夏祭り等への負担金35万円が含まれております。今後支出に当たっては、内容を十分検討するようにとの意見がありました。

次に、教育委員会所管について申し上げます。

まず、教育総務課所管について申し上げます。

給食費の現年度未納額は23万3,600円で、過年度分は96万5,212円に上っており、全国的にも増加しております。

新たに未納が発生した家庭には、準要保護などの制度利用の周知も行っているそ

うであります、申請に当たっては、徹底した指導を行うなど、滞納防止対策にしっかりと取り組むことを要望いたします。

次に、文化学習課所管について申し上げます。

金津創作の森入居作家土地貸付料において、2人の作家においてその貸付料69万2,084円が滞納となっております。また、施設の使用料についても、302万4,000円が滞納となっている状況であります。この使用料については、市外の施設と比較して料金が高い状況で、今後引き下げも検討しているとの説明がありました。このことについては、市としての方向性をしっかりと検討するよう意見がありました。

次に、スポーツ課所管について申し上げます。

体育施設利用状況で、剣岳グラウンドについては、昨年体育祭が雨により体育館で行われたため、利用は全くありませんでした。このグラウンドには、昨年、土地借上料49万7,137円を支払っております。最近の利用状況は、地区体育祭及びかりん祭開催時の駐車場としての利用しかありません。よって、グラウンドの借り上げについては、再検討を要望するものであります。

以上、審査の経過と結果の概要について述べましたが、各所管の審査においては、財政的見地はもちろん事務事業の執行方策等について、多くの指摘・要望等を行っております。委員からの要望や意見、または指摘事項については、後年度の予算編成や行政執行に生かされることを期待いたします。

今後とも、市民のニーズを的確に把握し、優先順位づけによる事業の取捨選択、さらには、創意と工夫により一層の効率化と徹底した節減・合理化に、理事者・職員一丸となった取り組みを切に望むものであります。

なお、決算審査に当たって提出された各会計の主要施策の成果報告についてであります、内容が各種事業の単なる結果にとどまっており、どのような成果が上がったのかわかりづらいものであります。

今後は、だれが見ても分かる、見やすい資料に改善されることを要望いたします。

審査のこれにつきましては、議案第49号、平成22年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定については賛成多数、その他11議案については、いずれも全員賛成で認定すべきものと決した次第であります。

以上、決算審査特別委員会の審査結果を申し上げ、報告といたします。

議長（向山信博君） これより、決算審査特別委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 聞きたいんですけど、観光商工課所管になると思うんですけど、私何度か一般質問をしております、すごく気になるところがあるので、例えば、地域再生マネージャー事業に対しては、どのような審査、意見で、委員の評価はど

のようであったか、成果はどのようなものであったかをお聞きしたいのと、もう一点、途中でもう結果としてその事業自体がなくなったものでありますけど、伝統芸能育成事業、この点についてもどのような審査、意見、委員の評価がされているのか、成果はあるとは考えにくいんですけど、あるようだったら、その点もお願いいたします。

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 決算審査委員会審議の中で、そのような審議はされませんでした。

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） どちらの事業も意見は出なかったということですか。

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） はい、出ませんでした。

議長（向山信博君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これをもって質疑を終結いたします。

議長（向山信博君） これから、議案第49号から議案第60号までの討論、採決に入ります。

議長（向山信博君） 議案第49号について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 議案49号についての反対討論をいたします。

第1は、いつも申し上げておりますが、今回の決算の中にも自衛隊の募集事務に対する費用が含まれております。申し上げるまでもなく、憲法は国の最高法規でありますし、特に憲法9条は第二次世界大戦の過ちを踏まえて二度と再び日本は戦争をしないという決意を込めてつくられたものであります。ところが、戦後64年を経て憲法9条はなし崩し的に実質改悪されております。ご承知のように、今、政府は自衛隊をアフリカに派兵をするということが伝えられております。私は、このような憲法9条をなし崩し的に改悪するということは、絶対に許されないというふうに考えるものでありまして、こういう意見の自衛隊募集事務に自治体が協力するということが認められないというふうに考えます。

二つ目には、新幹線の誘致、促進についてであります。

決算には、新幹線の期成同盟会の会費等が含まれておりますが、新聞では年内にも新幹線の延伸が決まる可能性があるというふうなことが伝えられておりますが、今までにも再三申し上げておりますが、新幹線を福井なり敦賀まで延伸するといいたしますと、私たちの日常の交通機関であるJR、これが運賃は値上げをされ、また、

特急はなくなり、大変不便になるということは明らかだと考えます。JRは今の北陸線の経営からは手を引き、地方自治体を中心になって、第3セクターを立ち上げて運営するという、このスキームが東海道線のように引き続きJRが経営するというのであれば別ですが、今までの議論の中では、このスキームの見直しは全く言われておりません。ある鉄道関係者の話によれば、芦原温泉駅から福井までの運賃、今は350円だったと思いますが、大体1,000円前後にはなるだろうというふうに言われております。毎日の通勤通学等に多くの市民がJRを利用しているわけですが、新幹線が来れば、こういう大幅な負担増になる、また、便利も悪くなる。こういうことであります。

二つ目には、この新幹線の誘致の中で言われているのは、もっぱら東京に向かって早くなるとか、利便性がよくなるとかということが言われておりますが、関西がどうなるのかはほとんど議論されておられません。言うまでもなく福井県は東京、関東よりも関西との結びつきが非常に強いのが現状であります。新幹線が来て、東京からのお客が多少増えても、逆に関西との間では途中で新幹線から特急に乗り換えなければならないなど、不便になりますし、当然運賃も上がると。どう見ても、福井県にとって、関西からのお客は減るということになって、経済的にもプラスになるとは考えられません。

三つ目には、自治体の財政負担です。

既に新聞でも報道されておりますが、富山県は新幹線誘致に伴って第3セクターを設立するとなれば、多額の財政負担で、富山県の財政が非常に悪化するということが伝えられております。

福井県も約600億円ぐらいの負担が増えるというふうに言われておりますが、どう見ても財政的にも地方自治体に多くのしわ寄せが来るということは、目に見えているのではないのでしょうか。

最後に、県内の世論も新幹線要らないが多数の件だというふうに考えます。こういう点では新幹線誘致は直ちにやめるべきだというふうに考えます。

三つ目には、教育費の問題であります。

憲法26条は第2項で、義務教育は無償とするということをはっきりとうたっております。しかし、現実には教育費、小中学校の教育費は無償ではありません。小学校では大体月に6,000円から7,000円ぐらい、中学校では1万5,000円ぐらい、いろんな名目で毎月学校へ納めております。

私は、こういう毎月の父母負担もなくすべきだというふうに考えますし、スクールバスの費用や給食費、これも教育費の一環であります。これを無償で行うというのが市の責務であるというふうに考えます。

こういう点で、今度の決算については、この3点で認定はできないということでもあります。

議員各位のご理解を心からお願い申し上げまして、討論といたします。

議長（向山信博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) ほかに討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 議案第49号 一般会計歳入歳出決算認定について、反対の思いで討論をさせていただきます。討論する予定はなかったわけですが、気になる何点かの審査がきちと見えていないような現状なので、私の考えも含めて討論とさせていただきます。

まず、地域再生マネージャーの事業ですが、こちらは当初あわら市でこの事業を運営しておりました。一昨年度から、あわら市から観光協会の方に引き渡したように思います。補助額はたしか年額1,500万円で、3名の方の雇用を見込んで出ているものでございます。あわら市から離れた補助事業だからこそ、やはり、観光の部分は専門の観光協会でということ念頭に常々理事者側がおっしゃっていましたから、きちとした効果が当然出るであろう、なおかつ、この事業は今年度で打ち切りの事業となっております。来年度の予算編成においても、今後議会に予算が打ち切りということは、新たな予算で補てんをしなければいけないような形になり得るんで、きちとした説明がなされるのではないかなと、今後そういったことが起きるのではないかなというふうに思っております。

また、地域再生マネージャー事業第三種を取得して、自分たちの手当といいますが、お給料というのは、そういった部分でしっかりと出していくということをおっしゃっていましたので、そういったところもまた今後、予算編成のときに、3月までにはきちと教えていただけるのではないかなというふうに思っております。

それと、もう一点、なし崩し的になくなってしまいました伝統芸能育成事業、これは、最初本来ちょっと難しいなと。それと、市民の方々に受け入れていただけるのであろうか。それから、公金を投入するに値するものなのかどうかと。非常に悩ましい事業でありました。それを、やはり強い決断をもって、市長はこれに取り組んだわけですが、取り組んだ結果、その生徒さんといいますが、芸妓さんが当初3名いたのが1人抜け、一気に2人抜けと、で、この事業自体が進まなくなって、結果として終わってしまったとするならば、最初からこの結果の立ち上げの見込みが非常に甘いとか、それから、もうちょっと違う形での方策を考えるべきであった。それから、3月の時点で委員の方からは、ほかの事業に寄せられないのかと、せっかくのきちとした補助事業で、多額のお金も国から来ておりましたので、最後の1カ年だけでもこれをうまく他の事業に寄せられないかというご意見がありました。その中でも、理事者が進めていたかとは思いますが、結果として、伝統芸能継承育成事業は何の用途も使えることなく、中断、打ち切りと。やはり、なかなか難しい事業であったのかもわかりませんが、更なる努力をしていただいで、やはり、市民が見える効果が望ましい事業だったのかなと。その効果も見えず

に終わってしまった事業に対しては、反省すべき点だと考えております。この、特に観光と、大きな目的に向かったこの2点の事業について、今後、更なる努力を理事者側にさせていただきたいと思っております。この2点に非常に不満感を思い、反対の立場での討論とさせていただきます。

以上です。

議長（向山信博君） ほかに、反対討論はございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論を終わります。

議長（向山信博君） 議案第49号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、議案第49号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長（向山信博君） 議案第50号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） 議案第50号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第50号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長（向山信博君） 議案第51号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） 議案第51号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第51号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長（向山信博君） 議案第52号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） 議案第52号を採決します。
本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。
したがって、議案第52号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長（向山信博君） 議案第53号について討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） 議案第53号を採決します。
本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。
したがって、議案第53号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長（向山信博君） 議案第54号について討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） 議案第54号を採決します。
本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。
したがって、議案第54号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長（向山信博君） 議案第55号について討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） 議案第55号を採決します。
本案に対する委員長の報告は認定とするものです。
委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。
したがって、議案第55号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長（向山信博君） 議案第56号について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) 議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第56号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長(向山信博君) 議案第57号について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) 議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第57号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長(向山信博君) 議案第58号について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) 議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第58号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長(向山信博君) 議案第59号について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 討論なしと認めます。

議長(向山信博君) 議案第59号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(向山信博君) 起立全員です。

したがって、議案第59号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長（向山信博君） 議案第60号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） 議案第60号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第60号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

議長（向山信博君） 暫時休憩いたします。

（午前10時52分）

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

議案第77号から議案第84号の一括上程・提案理由説明

・総括質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第15、議案第77号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第4号）、日程第16、議案第78号、平成23年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第79号、平成23年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議案第80号、平成23年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第19、議案第81号、平成23年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第82号、平成23年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第1号）、日程第21、議案第83号、平成23年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）、日程第22、議案第84号、平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）

以上の議案8件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第77号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第4号）から議案第84号、平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）までの提案理由を申し上げます。

まず、議案第77号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第4号）ですが、本案は、歳入歳出それぞれ5,718万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を128億7,799万2,000円と定めるものであります。

歳出の主なものについて申し上げます。

各予算費目に給料、職員手当等及び共済費の増減分を計上しておりますが、これらは人事異動等に伴う人件費の所要の調整を行ったほか、平成23年人事院勧告に準じた給与費の改定分を計上したものであります。以下、これらの説明につきましては省略させていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

まず、総務費では、財産管理費で、燃料単価の上昇に伴い燃料費105万円を計上しております。

市長選挙費では、不用額734万円を、知事及び県議会議員選挙費では精算に伴い170万5,000円をそれぞれ減額しております。

公共交通対策費ではデマンド交通停留所標識の作成やポスター、パンフレットの印刷に係る経費など251万円を計上しております。

次に、民生費では、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計への繰出金266万9,000円を減額しております。

障害者福祉費では、重度身体障害者住宅改造助成費240万円などを追加計上しているほか、平成22年度分の精算に係る障害者自立支援給付費国庫負担金等返還金335万円を計上しております。

また、児童福祉総務費で子ども医療費助成費570万円を追加し、児童措置費で、子ども手当制度の改正に伴い、子ども手当支給事業に係る経費9,427万4,000円を減額しているほか、母子福祉費で母子父子医療費助成費379万9,000円を、保育所費で産休代替職員に係る私立保育所運営補助金110万4,000円を、幼児園費で入所児童の大幅増に伴う北潟幼児園措置委託料1,100万円をそれぞれ追加計上しております。

次に、農林水産業費では、農業振興費で園芸産地総合支援事業補助金790万円を、消費者に選ばれる福井米づくり事業補助金343万7,000円を、農地費で地域水利施設活用事業補助金384万円をそれぞれ追加計上しております。

次に、商工費では、工業導入促進費で企業立地助成金等1億611万円を計上しております。

次に、消防費では、常備消防費で嶺北あわら消防署庁舎建設事業に係る入札差金や高規格救急車、消防ポンプ車の購入費などを精算し、嶺北消防組合負担金2,543万1,000円を減額しております。

次に、教育費では、公民館費で館長の兼務化に伴い臨時職員賃金229万9,000円を減額するほか、文化振興費で創作の森管理委託料及び補助金130万2,000円を追加計上しております。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。

まず、国庫支出金では、民生費国庫補助金で子ども手当負担金8,852万7,000円を減額しております。

次に、県支出金では、民生費県負担金で同じく子ども手当負担金377万2,000円を減額しております。

民生費県補助金では、重度身体障害者住宅改造助成事業補助金 1 2 0 万円、母子家庭等医療費助成事業補助金 1 7 4 万 2 , 0 0 0 円、産休代替職員費補助金 1 1 0 万 4 , 0 0 0 円などを追加計上しております。

農林水産業費県補助金では、園芸産地総合支援事業補助金 7 9 0 万円、消費者に選ばれる福井米づくり事業補助金 2 6 4 万 4 , 0 0 0 円、地域水利施設活用事業補助金 1 9 2 万円などを追加計上しております。

教育費県補助金では、安全で明るい通学路普及促進事業補助金 1 2 5 万円を追加計上しております。

総務費委託金では、知事及び県議会議員選挙委託金 1 6 6 万 5 , 0 0 0 円を減額しております。

また、前年度繰越金 2 , 8 2 9 万 1 , 0 0 0 円を追加計上する一方、雑入で社会福祉協議会への派遣職員人件費負担金 1 , 0 1 9 万 1 , 0 0 0 円を減額しております。

最後に、スクールバス運行業務の委託について、長期にわたる安定した運行を図るため、債務負担行為を設定しており、細呂木小学校分については、平成 2 4 年度から平成 2 8 年度の 5 年間で 4 , 1 5 7 万 6 , 0 0 0 円を、また、芦原中学校分については、同期間で 1 億 1 , 9 6 7 万 8 , 0 0 0 円を限度額としております。

議案第 7 8 号の国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)につきましては、歳入歳出それぞれ 2 6 6 万 9 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 1 億 9 , 2 0 7 万 9 , 0 0 0 円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出において、総務費の一般管理費で、人事異動等に伴う人件費 2 6 6 万 9 , 0 0 0 円を減額しております。これに伴う歳入としては、職員給与費等に係る一般会計繰入金 2 6 6 万 9 , 0 0 0 円を減額しております。

議案第 7 9 号のモーターボート競走特別会計補正予算(第 1 号)につきましては、歳入歳出それぞれ 3 億 9 , 5 5 1 万 6 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 6 億 6 , 5 5 1 万 6 , 0 0 0 円とするものであります。補正の内容につきましては、歳出において、総務費の一般管理費で、人事異動等に伴う人件費 8 8 万 6 , 0 0 0 円を、競艇事業費の開催経費で競艇事業事務委託料 1 億 2 9 8 万円、競艇事業活性化資金特別分担金 6 6 5 万円、払戻金 2 億 8 , 5 0 0 万円をそれぞれ追加計上しております。これらに伴う歳入としては、競艇事業収入 3 億 9 , 5 0 8 万 7 , 0 0 0 円及び前年度繰越金 4 2 万 9 , 0 0 0 円を追加計上しております。

議案第 8 0 号の公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費 1 万 6 , 0 0 0 円を追加する一方、減価償却費 1 9 万 2 , 0 0 0 円を減額しております。資本的支出においては、人事異動等に伴う人件費 2 6 9 万円を減額しております。なお、資本的収入においては、一般会計負担金 4 , 0 0 0 円を減額するほか、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分損益勘定留保資金 2 6 8 万 6 , 0 0 0 円を減額し、収支の調整を行っております。

議案第 8 1 号の水道事業会計補正予算(第 2 号)につきましては、収益的支出の

営業費用において、人事異動等に伴う人件費 6 万 2,000 円を減額する一方、減価償却費 26 万円を追加計上しております。

一方、資本的支出においては、人事異動等に伴う人件費 3,000 円を追加計上しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、過年度分損益勘定留保資金 3,000 円を追加計上し、収支の調整を行っております。

議案第 82 号の工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費 12 万 1,000 円を追加計上しております。また、収益的収入の営業収益において、一般会計負担金 1 万 6,000 円を減額しております。

議案第 83 号の農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的支出の営業費用において、人事異動等に伴う人件費 11 万 9,000 円を減額するほか、減価償却費 2 万円を追加計上しております。また、収益的収入の営業収益において、一般会計負担金 10 万円を追加計上しております。

議案第 84 号の芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的支出の営業費用において、平成 23 年度人事院勧告に準じた給与費の改定分、臨時職員の賃金など 270 万 3,000 円を減額しております。

営業外費用においては、消費税及び地方消費税 52 万 9,000 円を減額しております。

収益的収入の営業収益では、給水量の減少に伴い、水道料金 1,031 万 3,000 円を減額するほか、受託工事収入 11 万 2,000 円を追加計上しております。

一方、資本的支出においては、工事負担金で加入金 16 万 3,000 円を追加するほか、他会計負担金で一般会計負担金 1 万 2,000 円を減額しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6 万 4,000 円を追加計上する一方、建設改良積立金 22 万 7,000 円を減額し、収支の調整を行っております。

以上、8 議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 77 号から議案第 84 号までの 8 議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第 85 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第 23、議案第 85 号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第85号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、市職員の勤務時間について、現行の1日8時間、1週40時間から1日7時間45分、1週38時間45分に改正し、保育士など一部職員を除いた一般職員の勤務時間を午後5時15分までとするものであります。

この改正に至る経緯につきましては、去る平成20年の人事院勧告において、この勤務時間短縮が勧告され、国においてはこれに基づき平成21年4月1日から施行しております。

また、同勧告に準じて、福井県が平成22年4月1日から、福井市が本年4月1日から施行しており、本市におきましても今回県内他市の多くと同様に平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、施行に当たりましては、これまでどおり収納推進課、市民生活課、上下水道課の窓口開設時間を毎週火曜日は午後7時まで延長すること、また、毎週日曜日の午前中は市民生活課窓口を開設することを今後も継続実施するとともに、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスを維持して参りたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第85号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

議案第86号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第24、議案第86号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第86号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本年9月30日の人事院勧告に準じ、一般職の職員の給料等について所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、中高年齢層の職員の給料表の改定を行い、平均0.23%の引き下げを行うとともに、平成18年度の給与構造改革による給与水準の引き下げに伴う経過措置により現給を保障されている職員については、その保障されている給料月額を0.49%引き下げるものであります。

また、本年4月以降、福祉職給料表の適用を受ける職員がいなくなったことから、福祉職給料表を削ることとしております。

以上の改正につきましては、本年12月1日から施行するものであります。

加えて、本条例中に勤務時間に関する規定があることから、先の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に合わせ所要の改正をするもので、この規定につきましては、平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、この条例につきましては、12月の期末勤勉手当に反映させる必要があることから、本日付での採決をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議案第86号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、討論、採決に入ります。

議長（向山信博君） 討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ただいま上程されました議案86号について、反対の討論をいたします。

今回の人事院勧告に基づく職員給与の改定は、先ほど市長からの説明ありましたが、0.23%引き下げるといふものでございますが、ここ数年、毎年職員給与は引き下げられております。5年前と比較いたしますと、一般行政職の平均給与月額は平成18年4月1日では38万8,343円でありましたが、今年4月1日は35万7,325円ということで、3万1,018円、率にして8%下がっております。さらに、これに連動して当然ボーナス、期末手当も減額をされておるわけでございます。大体25万円ぐらい減額になっていると思います。両方合わせますと、年間で60万以上職員の給与は減収になっているということでありまして、しかも、ラス

パイレス指数というものがありますが、国家公務員の給与水準に対して、あわら市の職員の給与水準を示すものでありますが、5年前には国家公務員に対してあわら市の職員給与水準は92.7でありましたが、今年では91.6と、1.1下がっております。あわら市と同じような団体を見ても、この間でも類似団体の平均は95.7から96.4と、0.7上がっております。あわら市は、この間いろいろ行政改革等やって参りましたが、国家公務員の給与水準に対しても、もともと類似団体の中でも低いということでありましたが、今現在は91.6と、非常に低くなっていると。民間の給与も下がっているのだから、やむを得ないという声もありますけれども、今、日本経済は本当に厳しい状況でございます。こういう中で、毎年、給与が下げられるということは、ますます民間も公務員もあわせて財布のひもがかたくなるばかりと。国内の消費には非常に大きなマイナス影響を与えるものであるというふうに考えます。そういう点では、今回のこの給与引き下げはやめて、給与を引き上げると。少なくとも類似団体並みに今後少しずつでも引き上げていくということが、経済循環をプラスにしていく上でも非常に大事なことであるというふうに考えます。

以上、そういう点でこの議案には反対をするものであります。各議員のご理解、ご支援を心からお願いいたしまして、討論といたします。

議長（向山信博君） 次に、原案に対する賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、議案第86号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

陳情第1号の上程・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第25、陳情第1号、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書採択を求める陳情を議題とします。

議長（向山信博君） ただいま議題となっております陳情第1号につきましては、総務文教常任委員会に付託し、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

散会の宣言

議長（向山信博君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、12月5日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前11時31分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成24年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第57回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成23年12月5日(月)

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	徳丸敏郎
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	辻博信	会計管理者	高橋瑞峰
市民福祉部理事	岡崎新右衛門	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	参事	山口徹
主査	宮川豊一		

開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員は、17名であります。

杉田 剛君は遅刻の届け出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時28分）

会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、山田重喜君、5番、三上 薫君の両名を指名します。

一般質問

議長（向山信博君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（向山信博君） 一般質問は通告順に従い、1番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） おはようございます。通告順に従い、1番、吉田太一、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、電気費用の節減や、CO₂削減など、効果が期待できるLED照明の導入についてであります。

橋本市長は昨年、「健康」「教育」「環境」「地域社会」「経済産業」のHEEC E構想を展開しています。まちの活力は、そこに集い、暮らす人々の活気に比例すると橋本市長は常々言っておられますが、環境についても大変関心があると解釈しております。LEDは日本語で発光ダイオードと呼ばれています。光を出す半導体のことで、経済的で環境にも配慮しているところから、従来の白熱電球や、蛍光灯にかわり、LEDが照明の主役の座につきつつあります。一般住宅向けとして既にスーパーや家電店に常備されているほか、商店街やオフィス、信号機、街灯など、非住宅分野でもLED照明が街中で多く見られるようになってきました。蛍光灯の3本のところ、LEDなら2本、同等の明るさを確保でき、消費電力も3分の1になって、約60%の節電が可能になります。さらに、高い場所などのように、電球の設置場所によっては、電球の交換が大変な場合がありますが、そのような場合でも、寿命が蛍光灯の場合1万時間程度ですが、LED灯は約4万時間で、1日12時間点灯しても約10年交換の必要がなく、長寿命というのが特徴であります。

さらに、書籍の色あせや傷みを防ぐ放射熱が少ないので、部屋が熱くならない、紫外線や赤外線がほとんど含まれていないので昆虫を寄せつけない、ちらつきがないので目に優しい、水銀などの有害物質による人体被害の可能性が少ない、といった特徴もあります。

このようにLEDは、電気料金の節約ができるというだけでなく、さまざまな面でメリットが期待できるものであります。

そこで、お伺いします。

現在、市内の公共施設や街路灯などの導入状況はどのようになっているのか、お聞かせ下さい。

また、導入に際しては、初期費用が少々高くなることもありますが、将来の負担を考えたとき、LEDはエネルギー効率がよく、長寿命・CO₂削減など、地球環境問題にも対応するため、市としても有効なLEDの導入を公共施設や街灯に積極的に展開すべきと思いますが、市長のお考えはいかがでしょうか。

以上2点についてお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) 吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、LED照明の導入状況についてであります。農業者トレーニングセンターの外灯の一部、それから芦原中学校の体育館アリーナ部分、それと駐車場外灯、このほか市役所庁舎3階廊下の一部となっております。今のところ街灯などの導入実績はございません。

なお、LED照明ではございませんが、市役所庁舎におきましては、平成20年度と22年度でほとんどの照明を省エネタイプに更新をしております。

ところで、LED照明は、確かに電気料金の節減ができ、CO₂の削減や省エネルギー等の対策には有効と考えますが、まだ本格的な普及が始まったところであります。問題点が全くないと言える状況ではございません。例えば、LED電球、LED照明機器の大半は電気用品安全法の対象外になっておりまして、安全に関する法の制約がありません。また、急激な需要拡大の中で規格に係る関係の法整備が遅れておりまして、LED電球の仕様はメーカー独自の基準によってつくられておりますので、メーカー間の互換性のないことなどが不安な点として指摘されている向きもございます。

しかし、LED照明の特徴を生かした使い方をするというのであれば、現時点でも環境への配慮や省エネの側面では、大変有効なものであることには間違いのないと思われまます。

したがって、今後の導入についてであります。受付窓口、こういった比較的照明点灯時間が長い箇所につきましては、省エネ効果が高いと見込まれますので、できるだけ早い時期の導入について検討を行いたいと考えております。また、そのほかの公共施設につきましては、費用対効果等を勘案いたしまして、照明機器の更

新時期に合わせて、LED化を進めるというような方向で検討を行って参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) ご答弁ありがとうございました。現在、LED技術、製品をめぐる国際競争は激化していますが、中には信頼性に欠けるLED関連製品の輸入などもあります。価格が安いからという理由でLED製品への導入をするのではなく、しっかりとした信頼性のある製品をあわら市にも導入していただきたいと思っております。

地球環境問題、電気量節減など、省エネルギー対策として積極的に取り組んでいただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

笹原幸信君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、7番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 7番、笹原幸信、通告順に従い、一般質問を行います。

今回の質問は、幼保一体化と施設の建設についてということで質問をいたします。

私は、昨年3月議会におきまして、この問題について一般質問を行いました。当市には乳幼児教育と学校給食制度について、1市2制度が存在をしているが、今後どのように対策をとられるのかとの質問をいたしました。

そのような経緯の中、学校給食に関しましては、センター方式でとの結論が出され、センター建設に向けて現在、用地取得、実施設計に向け懸案事項が着々と進んでおります。

一方、わが市の、乳幼児教育は、旧芦原町においては保育園、幼稚園の形態をあわせもった幼稚園を経て小学校へ入学しております。また、旧金津町においては、保育園、幼稚園を経て小学校へ入学するという形態をとっております。このような状態において、市の方針については幼保一元化の推進を図るということで計画をされていると理解しております。幼稚園と保育所は異なる歴史的経緯により設立されたため、運営基準・職員の資格が異なっており、幼稚園は幼稚園教諭、保育所は保育士となっております。また、ご承知のように、所管省についても幼稚園は文部科学省、保育所は厚生労働省と異なっております。また、市においても幼稚園は教育委員会、幼児園及び保育所は市民福祉部が所管することとなっております。

これを一元化し、教育水準の均等化とサービスの効率化を目指す政策を国が推進をしております。民主党政権ではこれを幼保一体化と呼んでおります。保育所は保育に欠ける児童を収容する児童福祉施設であり、幼稚園は就学前に通わせる教育施設であります。その目的に合わせて、施設整備や人員配置、カリキュラム作成が行

われているとのことであります。

保育所児の保護者は原則として、共働き家庭であり、両親の仕事の状況に合わせた預かり時間となっておりますが、幼稚園の保護者は片方の親が勤めている事が多く預かる時間は短くなっております。しかしながら、実態は幼稚園終業後、延長保育が行われているのが実態であります。保育所は0歳から就学前の乳幼児、幼稚園は3歳から就学前の幼児を扱うとなっており、乳児を扱うには専用のトイレ設備、沐浴設備、調乳・離乳食等の給食設備などが必要です。幼稚園が乳児を扱うには経験のない分野での多大な設備投資と人材確保が必要となります。保育所は児童福祉施設最低基準により給食が義務づけられ、3歳未満児に対しては所内調理が必要となっております。ただし、3歳以上児は2010年6月1日以降、外部搬入が認められるようになりました。そのため、3歳未満児を収容する保育所は調理室の設置が必要となっております。

国は、幼保一体化を今後推し進めるとのことですが、保育所は保護者が保育できない状況にある場合に、児童を収容しなければならない児童福祉施設であり、幼稚園は、保護者が保育できる状況で就学前に通わせる教育施設であるとなっております。幼稚園は、先ほど申し上げたように、保育園と幼稚園の両方の機能をあわせもつ施設でございます。

6月議会の厚生経済常任委員会において理事者より幼保一体化については、幼稚園化の方向でまとまっているが、金津幼稚園にすると200人もの大規模園となるため、金津保育所を改修し、川南に施設の新設を考えており、2カ所に分ける必要があるとのことでした。また、村部の保育園は幼稚園児が入所しても設備的には大丈夫であるため、25年度からの幼稚園化も考えているとのことでした。

しかしながら、9月議会において、所管課から委員会に対して6月議会で示された案が変更され、金津地区にある金津保育所と金津幼稚園の統合については、施設の建設を26年4月開所を目標に進めたい。また、村部についても、幼稚園化は26年度からの実施となる可能性もあるとことが報告されたとのことであります。なぜ25年度の予定であったものが26年度になったのかをお伺いします。村部の保育所の施設については、6月議会で示されたとおり、現有の施設で各小学校へ通っている就学前の幼稚園児の受け入れが可能であるとのことですが、給食設備も現有で問題ないのかどうかをお伺いいたします。

金津地区においては、現在は金津幼稚園と金津保育所の園児数が200人余りになり、これを統合すると大規模化するため、先ほども申し上げましたように、6月に示された案は、川南に施設を建設するとのことでありました。今回の案は、川南の私立保育所2園で5歳児を中心に定員増をお願いし、40人程度を引き受けてもらい、金津保育所を廃止し、川北に160人規模の幼稚園を建設したいとの変更案が示されましたが、まずは、定員増が二つの私立保育園に受け入れをされるのかどうかをお伺いします。

それと、金津保育園が用途廃止ということになるそうではありますが、金津保育所

について、利活用を考えているのかどうかもお伺いをいたします。

また、今は、私立保育園、保育所、2園の保育所に定員増を依頼しているとのことですが、将来的に少子化で園児が減少することが予測をされておりますが、私立保育園にしわ寄せがいかないように対策を講じていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、建設場所については厚生経済常任委員会では、口頭にて理事者より報告しているようですが、私ども総務文教常任委員会に所属する議員は正式には聞いておりません。川北のどこへ建てるのか建設地について答弁をお願いいたします。

幼稚園化に対して、保護者、区長さん等への説明はどうなっているのか、周知されているのかをお伺いをいたします。

最後に、幼保一体化の検討が合併時からの懸案事項でありましたが、検討段階を終え、市の政策が一本化される見込みがでてきました。幼児教育の充実を図る上で今後、この政策をどのように推進されるのかをお伺いをいたしまして、以上で1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 笹原議員のご質問にお答えいたします。

本市は、近年の少子化や核家族化などの環境の変化に対応するため、保育所と幼稚園の一体化を推進しております。

現在、芦原地区では、幼稚園において一体的に幼児教育を実施しておりますが、金津地域におきましては、おおむね4歳までは保育所、5歳児は幼稚園で実施している現状にあります。このことから、金津地域での保育所と幼稚園の一体化については、国が25年度から導入を予定しているこども園構想の動向に合わせて推進することとし、幼保一体化の目標を平成26年度としたところです。この目標年度の変更につきましては、国の法整備が震災等の影響により遅れていること、さらに、一体化に伴う民間保育所側の5歳児受け入れの準備、あるいは、定款変更の事務手続等に相当の時間を要すると判断したことによります。

次に、施設整備についてですが、細呂木、金津東及び伊井保育所については、保育室や給食室等の施設整備を行うことなく、現有施設で5歳児を受け入れることが可能であります。金津地区ではおよそ160人規模の園児が入所できる施設が必要となり、現金津保育所の敷地では手狭であるため、別の土地に新たな施設を建設する必要が生じております。現在、市が所有している土地を含め、複数の候補地を考えておりますが、できるだけ早く選定し、平成24年度には基本設計を策定していきたいと考えております。

なお、新たな保育施設を供用開始することとなった場合、現在の金津保育所は廃止することとなりますが、その利活用については、現時点では白紙状態にあります。今後内部協議を重ね、また、議会のご意見を伺いながら検討して参りたいと思っております。

ところで、私立保育所につきましては、白藤保育園には定員増のお願いをしております。現時点で正式な返事はまだいただいておりませんが、前向きなご意向を示していただいております。また、妙安寺保育園は、定員数と在園数とに余裕がありますので、定員を変更することなく5歳児を受け入れていただくことが可能で、そのご了解はいただいております。

また、将来的な少子化による私立保育所への影響に対しましては、公立保育所の定員調整を適宜行い、私立保育所が健全かつ安定的に運営できるよう配慮したいと考えております。

最後に、この幼保一体化の周知につきましては、10月中旬から各地区の区長や保護者の皆様に対して、説明を順次行っております。幼保一体化は、すべての幼児に、就学前まで途切れることなく、保護者のニーズに応じた多様な保育と教育を提供する制度であります。引き続き十分な説明に出向き、十分な理解を得られるよう努めて参りたいと考えております。

よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 答弁をいただきましたので、答弁に対して再質問をいたします。

一番最初の質問ですけれども、25年度の予定ということで聞いておりましたけれども、26年になったと。国の方針とかそういうものが震災の影響で遅れているという理由は大体わかりました。ただ、私が思ったのは、旧金津町で一気に幼児園化を進めるのではなく、段階的に村部は今でも子供さんを受け入れが可能やということであるならば、段階的にしていった方が、混乱がないのではないのかなと、そういうふうに思っているわけですけれども、それについてはどうお考えですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 周辺部の幼児園化、こども園化でございますが、現在、厚生労働省の検討部会におきまして、いろんなこども園に向けた検討が行われております。そういうこともございます。

それと、もう一つは、我々としましても、各保育所の園長さんといろいろ協議をいたしております。その中で、検討内容が少しずつはっきりしてきているわけですけれども、その内容から考えて、やはり、どうしても1年間余裕が欲しいと。現在、国の方では24年度中に法整備が行われ、25年度から法の施行が行われるということ聞いております。その後、一定の期間の間にこども園化をなささいという形になるかと思えます。そういう過程の中で、やはり、今後いろんな事務処理等のことがございまして、1年間どうしても余裕が欲しいというのが園側の園長さん側の要望でございまして、市といたしましても、やはり、これからは民間の方で、保育所の方であらゆる一部の事務を受けてやっていただかないといけないという場面も出てきますので、そういうことも考慮いたしまして、26年度ということで、

結果的に旧金津地区と合わせた形になったということでありませう。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 園長さん方もそういうふうにおっしゃられているのであれば、その方がいいのかなという気が今したところでございます。

それと、給食についても、設備的に問題がないということでお伺いをいたしました。旧金津地区には、私立、それから公設民営、それと市立と、三つ現在あるわけですね。公設民営、私立についても、公設民営についても、今の設備で問題ないということではありますが、全部自園でつくっているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 現在、旧金津地域におきます保育所の給食は、すべて各自園でつくっています。今回、幼保一体化につきましては、すべて保育所の方で幼稚園児を預かるということになりますので、それと、もう一つは各施設、それぞれ定員的には余裕がある形での設備になっておりますから、そういう点では問題がないと思われませう。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 金津保育所、耐震性がどうなっているのかお伺いしたいのと、現在、金津幼稚園については、統合されると金津幼稚園が空きますんで、そこに社会福祉センターとか、勤労青少年ホームなどを入れるような案が浮上しております。耐震性がよいのであれば、金津保育所の、先ほども第1問でも聞いたんですけど、何か利活用を考えていった方がいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 金津保育所のまず耐震性でございますが、これにつきましては、ちょっと建設年度が確か昭和60年代に入ってからだと聞いておりますけれども、一応、新耐震基準には適用しているということを知っております。

それから、金津幼稚園でございますが、ここにつきましては、金津小学校と同じ平成22年ですか、耐震工事を行っております、そういう点では問題ないと聞いております。

今後、もし幼稚園化一体化されますと、金津幼稚園が空くわけでございますが、ここにつきましては、放課後児童クラブ、現在、中央公民館とか、児童館で行っております放課後児童クラブを教育委員会と協議しながら、ここでやりたいと。そうしますと、移動に対するリスクがなくなりますので、安全面からも非常に都合がいいんじゃないかなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 第1問で最初にいたしました質問でも、利活用についてはまだ、保育所については考えてないということでありました。今後、耐震性があるのであれば、何らかの形で使えたらなと私自身は思っておりますので、また、その点も調査しながら、やっていっていただきたいと思えます。

それから、あとは教育部長にお伺いしたいんですけど、幼稚園と幼稚園のことなので、幼稚園は教育委員会が所管をされております。幼稚園の教諭さんというのは、現在、何人おられるのか、それと、身分がちょっと私もわからないので、県の職員なのか、市の職員なのか、それともその他か。市の職員というのは、ちらっと聞いたことはあるんですが、正式にはちょっと私、わかっていませんので、お教え願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 教育部長、辻 博信君。

教育部長（辻 博信君） ただいまの笹原議員のご質問でございますが、幼稚園教諭は現在何人いるのかというようなご質問でございますが、現在、金津幼稚園で5名、細呂木幼稚園で1名、伊井幼稚園で1名、金津東幼稚園で1名、吉崎幼稚園1名、合わせまして9名の職員がおるわけでございます。そしてまた、その職員の身分でございますが、幼稚園教諭となっておりますが、すべて市の職員でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 部長、幼稚園が幼稚園化された場合、その方の9名の処遇というのはどうなるわけですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 教育部長、辻 博信君。

教育部長（辻 博信君） 現在、9名の職員がいると申し上げましたが、幼稚園化された場合のその身分となりますと、引き続き、その幼稚園の方に勤務していただくことになろうかと思っておりますが、また、中には市の人事との絡みもございませぬが、市役所の中に入る方もおられるかもございませぬが、通例であれば、幼稚園の方での勤務になろうかと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） はい、わかりました。

それと、あと、幼稚園の建設場所なんですけども、先ほど部長は市が所有している土地を含めて複数の候補地を当たっていると、そういうことを言われたんですけども、厚生経済常任委員会やら、議運でも市長が具体的な候補地の名前を挙げられております。今回、質問した中で公表されてないというのは、何か問題があるわけでございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長（徳丸敏郎君） 建設予定地につきましては、一応、現在、ちょうど金津小学校の上にございます住宅跡地、そこを今、メインとして検討をしております。ただ、そこにつきましては、進入道路の問題、あるいはちょっと坂道になっておまして、冬季期間の融雪関係、その辺でちょっともう少し検討しなければならない課題がございまして、それを今現在、検討しているところでございます。それが解決次第、早急に決定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 先ほどの答弁で実施設計云々出てきていますわね。ですから、建てる土地が確保されんことには、どこへ建てるのか決まらんことには、実施設計の予算もとれないわけだけでございますので、早急に決めていただきたい、そう思います。そういうことで、あとは、先ほど部長言われました答弁で、今、私立保育所の方へ定員増をお願いしていると。ところが、少子化になって減ってくれば、先ほどは市の方で市の定員を調整すると、そういうふうに言われました。やっぱり、民営を圧迫しないで、私立の保育園が安心して経営ができるような体制をとっていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

山田重喜君

議長（向山信博君） 続きます、通告順に従い、4番、山田重喜君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 通告順に従いまして、4番、山田、真政会、一般質問をさせていただきます。

国民健康保険の運営についてお伺いをいたします。

本年は国民皆保険制度が達成されて50年目という節目の年ではありますが、被保険者の高齢化や、医療の高度化によりあわら市の国民健康保険特別会計も厳しい財政運営が続いている現状であります。健全で、安定した運営のためにも、まずは市民と町が元気でいられるよう、更なる健康づくりの取り組みの施策が求められているのではないのでしょうか。

具体的には、保健事業として健康診査事業、人間ドック事業、特定健康診査事業、検診の委託、集団個別検診、医療費通知等々が実施され、更には保険税徴収についても収納対策課は無論のこと、臨時職員による徴収、また、滞納整理機構の活用によりそれなりの効果があらわれているものと、一応の評価はいたすものの、依然として厳しいと思われる財政状況等について、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目の滞納に対する施策についてお伺いいたします。10月21日開催の平成

22年度決算審査特別委員会の資料によりますと、現年分で3,296万5,722円、収納率94.93%、過年度分で1億3,707万1,429円、徴収率23.52%、合わせて約1億7,000万円の滞納金額があるわけでございます。やはり、まじめに納付している世帯に対して申し訳がたたないと思うわけでございますけども、あわら市保険者として、滞納問題をどう対処していくのか、お尋ねをいたします。

2番目に、短期証交付、資格証明書の交付の現状でございますけども。これも10月21日に開催の決算特別委員会資料によりますと、あわら市では現在、短期証交付世帯数290戸、資格証明書交付世帯数80戸となっておりますが、どのように交付しているのか、また、あわせて収納率は幾らになっているのか、お伺いをいたします。

3点目でございますけども、平成24年度予算について、保険税改定はどうなっているのか。9月定例議会全員協議会の担当課資料によりますと、23年度予算において、既に基金を取り崩し、基金積立額はゼロであります。23年度の見込み決算は8,500万円の赤字であります。加えて、24年度の見込みとして2億7,000万円の赤字、合わせて3億5,500万円の累計不足金額であります。平成24年度予算の作成中であろうと思われませんが、どのような財政措置をとられるのか、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山田議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、平成24年度予算における保険税改定についてですが、平成23年度決算見込みは単年度赤字が約2億円となり、基金全額を繰り入れしましても、8,500万円の不足となります。

以後、現状のまま放置いたしますと平成24年度末では2億6,000万円、平成25年度末では3億2,000万円の累積赤字になると見込んでおります。このことから、国保財政の健全化を図る上で保険税の見直しが不可避となりますが、不足する額の全部を保険税で賄うことは、国保加入者に著しい負担の増加を強いることとなります。このことから、急激な負担の増加を緩和するため、一般会計からの法定外繰り入れを行いながら、平成25年度末で収支バランスを図る改定試案を今定例会の常任委員会に提出し、ご協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、滞納に対する施策及び短期保険証と資格証明書の現状に関するご質問につきましては、市民福祉部長から答弁させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) それでは、お答えいたします。

善良な納税者と一部の滞納者との間にある不公平をなくすため、徴収の強化に常

に努めております。具体的な対策といたしましては、新たな滞納者には年2回の納税相談を行うほか、悪質な滞納者には財産調査の上、差し押さえなどの強制手段を行っております。

次に、短期保険証と資格証明書の発行状況についてでございますが、まず、短期保険証については、事前に納付相談や収納状況を把握した上で、今後の納付見込み等を考慮し、1カ月、3カ月、6カ月の保険証を発行しております。一方、納税相談に応じていただけない納税者には、一たん、窓口で10割負担となる資格証明書を発行し、納税相談や分割納付への誘導を行っております。

なお、本年8月1日付で交付した短期保険証は301世帯、資格証明書は155世帯となっておりますが、また、この保険証に係る収納額・率については残念ながら現時点では把握しておりません。ただし、納付相談等で約束した納付期日や額は、現在のところ確実に守られておりますので、申し添えます。

よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) ただいまの答弁でございますけども、滞納関係でございますけども、やっていることはわかるわけでございますけども、やはり、現在の状況を見ますと、3点目の保険料のアップにも大いに関係するんでございますけども、いわゆる先般の福井新聞に、敦賀市、または福井市は年度末に保険税も含めながら、一般税も含めて幹部職員が収納に当たるという記事が出ていたわけでございますけども、やはり、保険者としてそういうふうに一生涯懸命やっているんだという姿勢を見せんといかんのではないかなと思うんですけど、その辺はいかに考えてるか、まずもってお伺いします。

それと、短期並びに資格証明書の件でございますけども、これは理解はできましたけども、ますます数が増えているということなんですね。したがって、面談の機会をさらに増やして、やはり、顔を見て話をして、納付していただくように努力していただきたいと思っております。

それから、保険料の改定の件でございますけども、これは全国的にもやっぱり6割以上、一般会計からの繰り入れということでございまして、後日開かれる委員会で説明するというところでございますけども、やはり、年金生活者によりまして、一般的に所得税、市県民税、固定資産税、そして国民健康保険税とあるわけでございますけども、やはり、保険税が高いと言われるわけでございますので、これは後ほどの委員会等でいろいろ論議させてもらいますけども、やはり、そういう負担がかからないように市民の理解を得るべく、説得力のある改定率にしていきたいと思っております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 財政部長、小坂康夫君。

財政部長（小坂康夫君） 前段の収納対策の件ですけども、敦賀等では年度末に一斉にやっているというようなご質問でございましたけど、あわら市も部長等で年度末に一斉に収納に出かけるというようなこともやっておりました。ただ、その効果をとという面では、年度末に一、二回行った程度ではなかなか収納の効果というのが上がりません。PRにはなるのかもしれませんが。今、現在、うちの方では収納推進課というところで、重点的に税の収納を行っておりますし、また、臨時的に嘱託の徴収員を3名雇っております。3名で大体年間6,000万ほど集めて参ります。そのうち国保税だけですと1,000万ぐらい集めてきておりますんで、そちらの方に重点を置いてやっていきたいなというふうに考えております。

また、先ほど徳丸部長の方からもありましたけど、短期証明とか、資格証明書の発行等によって、重点的に納税相談等を行いながら、収納に力を入れておりますんで、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 私が聞いたのは、その幹部職員の中で、今、こういう事態で厳しい事態ですから、やるのか、やらないのかということ聞いたんでありまして、その答えにはなっていないんですが、もう一度答弁願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 財政部長、小坂康夫君。

財政部長（小坂康夫君） 先ほども申しましたように、年度末の幹部職員による収納というものでは、効果というものが余り出てこないというような中で、今のところはそういうことは考えておりません。収納課及び徴収員による収納というのをメインで考えております。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） やはり、言わんとすることはわからんわけではないですけど、余りにもちょっと淡泊な答弁でございまして、やはり、事業者として一生懸命やっているんだと、そういうスタンスが見えてこないと、この改定料金の増額というのは、一生懸命やっている、それは仕方がないなと、そういうふうな感じで持ってほしいなと思うんですね。別に、年末とは言わず、また機会を見て、これは是非やっていただきたいと思います。

答弁お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 今、国保税の滞納は、非常に増嵩しているという現実ありますので、特に、そういう状況の中で、保険税の改定をお願いしなければならないということに向かうのであれば、収納についてのそういう努力姿勢を見せるべきではな

いかという、そういうご指摘かと思えます。確かに、おっしゃるとおりでありまして、そういう努力は実際やってはいるんですけども、よりわかりやすく見せるべきではないかというご趣旨かなというように思います。

ただ、以前、幹部職員による特別な徴収ということをやっていたようです。恐らく山田議員も、市役所幹部職員のころは恐らくそういう努力もされたんだらうと思えます。ただ、私もその状況を聞きましたところが、余り大きな効果が上がっていないという報告を以前受けました。そういうこともありまして、市長就任2年目には、収納推進課を設置したわけです。かなり私としても覚悟を持った上での設置でありました。その後、相当厳しい手法も取り入れながら、収納率の向上に努めてきて参りました。これは税につきましては、収納推進課でありますけども、税外の債権についても相当厳しい努力を今させております。かなり効果が出てきているというように私は思っております。ただし、そういう努力をしても、国保会計という特別なシステムの中では、なかなかこれが数字として上がってこないというのもこれは現実であります。これは、議員もそういうセクションにおられたことがあるので、よくご存じと思いますが、社会環境の変化、あるいは経済状況の変化によりまして、国保会計は全国的に大変厳しいことになっております。したがって、さらに滞納整理についての努力は当然しなければなりませんし、しておりますが、したがって、幹部職員による特別な徴収ということを別個、今、やるべきかといいますと、私はそれはやらなくても、税率改定についてのご理解はいただけるというふうに私は思っております。そういうご心配をしていただくのは大変ありがたいんですけども、以前とは違って、全職員が相当税、税外債権含めて、努力いたしておりますので、そのことは是非、市民の皆様にもご理解いただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 4番、山田重喜君。

4番(山田重喜君) これは、今、いずれにしても、改定の中で所得割、資産割、均等割、平等割、あるわけでございますけども。資産割でございますけども、先般も坂井市の関係が出ていましたけど、資産割は下げて、ほかのやつを上げるというふうなことで出ておりましたけども、後ほどの委員会等でいろいろまた議論させてもらいますけども、資産割については、できるならば、これを少し下げるという意味で減額の方でお願いしたいなと思うんですけど、この辺いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 資産割について、少し率を下げるという努力をしてはどうかというお話でございましたけども、おおよそ、そういう方向で今調整をいたしておりますので、また委員会の方にはまたそういうことを提案させていただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 4番、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

八木秀雄君

議長（向山信博君） 続きまして、通告順に従い、6番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 6番、真政会、八木秀雄、通告順に従い、質問をさせていただきます。

平成24度から地域公共交通デマンドタクシーについての今までの協議の内容と検討課題について質問をさせていただきます。

地域公共交通デマンドタクシーが検討される以前は、市民、観光客の交通機関は従来の京福バスが主な交通手段でした。自家用車が各家庭で普及することにより、自宅の玄関から目的地の施設、家まで自分の思った時間に好きなルートで行けることは最高の交通機関の手段です。このことに勝るものは、この地域ではありません。民間の運営する通常のバス路線では、採算のとれない赤字路線が増えてき、各路線でも廃線、行政が一部肩がわりをし、最低限の足を確保してきました。

その後、あわら市では平成17年度からあわら市内全地域（京福バス一部路線除く）でコミュニティバスを走らせました。バスの施行目的は、一言で申しますと交通弱者のための交通バスで、利用者はバスに乗り、目的地は市役所、病院、買い物施設、公民館、余熱館、セントピア等々でありました。平成18年には路線6ルートで利用者は4万1,940人で運賃は大人200円、子供100円です。運行事業者の委託契約金額は5,223万3,588円、運賃収入363万1,600円で、実質収支は4,860万1,988円で、投資額は1人当たり1,159円でした。

その後、平成19年には利用者を増やすため、一目でコミュニティバスと見分けをつけるために、あわら市からラップ事業費281万9,350円を助成いたしました。しかし、平成20年度の実質収支は4,880万9,988円でラッピングの効果は全く見られず、実績から判断しも無駄な企画でなかったかと思えます。

また、平成19年7月、9月、平成21年4月には市民皆様の声、地係の区長さん、老人会の声を聞き、利便性の向上のために停留所の変更、増設、路線ルートの変更、平成22年には金津中学校スクールバスの導入と数々のことを成し遂げましたが、利用者はかえって減少し、市民間ではコミュニティバスは全く市民の利便性に役に立たず、税金の無駄使いと施行後一、二年から話題になっていました。一度でも利用された方、定期的に利用された方には、恩恵はたくさんあったと思いますが、このあわら市面積東西、南北14キロ四方で人口約3万人、行政区133を6ルートで賄い、平成17年から平成23年7年間でおよそ利用者数は24万人、実質収

支約3億円は、コミュニティバスを大人が1回200円で乗車するのに約1,250円の経費を持ち出す乗合バスでは、市民の税金を使う以上理解、納得はできないと思います。福井県内の自治体でも同じことが起きていることは新聞、ニュース等でも話題になっていました。あわら市ももっと早い段階で地域公共交通の見直しを取り入れることができなかつたかと思います。平成22年10月からは地域公共交通の見直し(デマンド交通への移行)作業が始まりました、あわら市の地域公共交通会議を設定し、中心的に基本方針、概要の検討、骨子(案)の検討、地区説明会の開催、市議会では順次報告、経緯を受け、協議しておりますが、平成24年4月からの施行に当たりコミュニティバスの二の舞いにならないよう、デマンド方式が市民のため、弱者のため、本当に利用して利便性に合った交通機関であるためにも詳細に質問をします。

一つ目、市内ブロックは第1ブロック、北部丘陵地、第2ブロック、東部中山間地、第3ブロック、南部平たん地、共通ブロック、共通ポイントに区分していますが、利用する人は、二つのブロックを分けるほど、乗車する人は少ないと思います。また、分けることで、交通弱者の料金が高く見え、敬遠するのでは。よって市内ブロックを乗車し、二つのブロックを越えた場合、なぜ2乗車にするのかについて。

2番目、骨子の中に、特に第1ブロックは細呂木、吉崎、北潟、各公民館、第2ブロック坪江、劔岳、各公民館、第3ブロック、伊井、本荘、各公民館の公共施設が取り組まれています。主な公共施設を停留所にするのはなぜか。

3番目に、デマンドタクシーを利用するのに必要な条件と対象者は、その登録方法に工夫はないかについてを質問します。

4番目に、運行曜日、運行時間を設定するには、市民の利便性をどのように考慮しますか。また、利用者が予約から出迎え、運行まで、スムーズに目的地まで行くのに、どのような運行方式、システムを計画していますか。

5番目、利用者の利用料金を下げることで、乗車率は増えるのではないかについての質問です。

6番目に、あわら市にはタクシー会社が確か6社営業を運営していると思います。あわら市は業者に対し、地域公共交通に登録手続きをあっせん指導し、加入することにより、理解と協力が得られるのではないかと思います。市が考えている交通事業者の選定と契約方法は、どのような策がありますか。

7番目に、停留所の設定は本当に必要か、また無くす方法はないか。

8番目に、利用者の日々目標人数、事業運営費はどのぐらいかについて、ご質問をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、岡崎新右工門君。

市民福祉部理事(岡崎新右工門君) 八木議員のご質問にお答えいたします。

まず、旧町中心市街地等の共通ブロックや余熱館等への共通ポイントを除く、ブロックを越える場合の2乗車分の利用料金についてですが、先進事例の多くで、運

行効率や全体的な公共交通体系への影響が大き過ぎることを考慮し、このブロック運行方式がとられております。その場合、ブロックを越える際には、利用者は中継所・ターミナルにおいて、別途予約手続を行った上で、車両を乗りかえ、ほかのブロックに移動し、2乗車分の利用料金を支払うこととされております。

しかしながら、あわら市においては、ブロックを越える場合の予約手続等が複雑になり、大部分の利用者と想定される高齢者にとって、利用が困難になると考えられるため、中継所・ターミナルの設定は考えておりません。

したがって、あわら市の場合は、ブロックを越える場合であっても、目的地の停留所に直接向かうことができることとし、利用料金については、市内のバス事業者やタクシー事業への影響が大き過ぎること、また、現行のコミュニティバスの運行実績を踏まえてもブロックを越えるような利用者がいないことなどを考慮し、2乗車分と設定しております。

次に、主な公共施設を停留所とする理由については、市内の交通空白地帯を解消し、市民の皆様の各種公共施設への移動手段の確保を図るものであります。

ところで、本市のデマンド交通は、市外の方もご利用できることとしており、登録方法については、あらかじめ市役所市民生活課に登録申請書を提出していただくこととなります。

なお、運行については、平日のみを予定しており、基本的には午前8時から午後5時までとなります。

また、利用料金については、9月の議会でのご指摘や地区区長会からのご意見等も踏まえ、1乗車の場合は、当初案から200円引き下げ、一般で1乗車600円、65歳以上の高齢者等で1乗車400円、複数人乗車の場合は、それに連動して、一般で1乗車300円、65歳以上の高齢者で200円と設定いたしたいと考えております。

次に、停留所設置の必要性については、市内全体の公共交通体系への影響等を考慮し、停留所方式を採用するものであります。現行のコミュニティバスの乗降調査を踏まえても、利用目的の多くは、高齢者の通院利用であり、市内医療機関へ停留所を重点的に設置することで、利用者の利便性の向上を図っていきたいと考えております。

なお、本市といたしましては、この事業を一般乗合旅客自動車運送事業として、市全体の公共交通体系の中では、いわゆるタクシー車両を活用した乗合バスと位置づけております。

したがって、玄関先から玄関先までの運行方式、いわゆるドア・ツー・ドアによる運行は現時点では考えておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、交通事業者の選定等に当たっては、このデマンド交通を運行しようとする交通事業者は、道路運送法第4条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可が必要となります。その資格を有する交通事業者のうち、市が提示する運行内容や条件に合意する交通事業者と契約を行うことになると考えております。

ところで、利用者の目標人数については、そもそもこのデマンド交通は、需要が少ない地域に適した運行システムであることから、議員ご指摘の利用者数といった定量的なものよりも、利用満足度といった定性的な目標設定を検討していきたいと考えております。

なお、事業運営費については、1人当たりの乗車距離や利用者数にもよりますが、現行スキームからのコスト削減を図っていきたいと考えております。ご理解をいただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

順を追って、この2番目の質問に対する回答の中で、公共施設を停留所にするということは、空白地の停留所を増やすためということで、そういう答弁がありましたけど、今、実際、例えば北潟、北潟の公民館を停留所にするとなれば、皆さん、北潟の公民館というのは、あそこの橋を渡っていかなければならない。雪が降っているとか、雨が降っているときに、非常に北潟の公民館といったら北潟の人はあそこだと思えますけど、本当に僕はその北潟の公民館にしる、例えば、吉崎の公民館でしたら、坂の上を上がっていかなければならないとか。やはり、非常にコミュニティバスと一緒に、やっぱり歩かなければならないと。あえて、公民館だというと、これはやっぱり、弱者のニーズに答えていないんじゃないかと。健康な方が運動のために停留所まで歩くというのはいいですけど。やはり、運転もできない、足が不自由だと、体が不自由だと、だれも病院までとかいろんなところ連れていってくれない、自分で行かなければならないということで、少し、そういうことを考えますと、ちょっとこれ遠いんじゃないかと。設定がおかしいんじゃないかと思えますけど、このことについても、ちょっとお答えしていただきたいと思えます。

それから、この3番目の登録申請方法というのです。私が聞きたかったのは、その登録の申請、私はちょっと耳が難聴だとか、私はちょっと病気がちだと、例えば、タクシーに乗っていても気分が悪くなる場合もありますよと、やっぱりそういうきめ細かな登録票に書けるように、私はこういうところがちょっと問題がありますというような、そういうようなことをしてあげることによって、僕はよりサービスになるんじゃないかと思うので、その辺をもう少し、もちろん検討していると思えますけど、もう少し、そういう答弁をしていただきたかったと思えます。また、何か、こういう登録の仕方があると言われれば、またお答えしていただきたいと思えます。

それから、4番目の運行時間は8時から5時までという具合なご答弁がございましたけど、その理由をもう少し、こういう理由で午前8時から5時までだと。私の耳に入っている方からは、もう少し、もうあと1時間でも、30分でもいいから早くしてほしいと。早く運行時間を決めてほしい。もう少し、夕方もあと30分でも運行時間を延ばしてほしいということを聞いていますので、どうしてこの時間帯を今、考えていらっしゃるかということもお聞きしたいと思えます。

あと、6番目の停留所方式にしたと言いますね。僕は、先ほど、コミュニティバスのことについて、延々と少し前置きで話しました。これはなぜお話ししましたかといいますが、やはり、二の舞にならないでほしいということで、もっともっと利用していただきたいということで、デマンド方式をあえて停留所方式にしたと。私の自分なりの調査の結果、今、デマンド方式と、ドア・ツー・ドア、ドアからドア、戸口から戸口はもう半分半分ぐらいですという、信頼するところからそういうことを聞きました。これから八木さん、ドアからドアの方が増えてきますよと。少し時間がかかりますからという話を聞いています。ですから、なぜ、あえて、ドアからドア、そんなに申請、中部運輸局の許可もそんなに難しくないということも私聞いてきました、直接。あわら市がどういう考えでやっているかというところが大事だと。市民の理解が得られれば、そういう方式も可能であるということも聞いてきました。だから、ドアからドアに僕は是非してほしい。なぜ停留所を設けたかと。その辺も、もう少し詳しく聞きたいと思います。

それから、今、どれだけの採算と言うとあれですけど、目標人数と費用対効果のことをちょっと質問しましたが、具体的な数字は出てきませんでしたけど、コミュニティバスの場合は、私なりに調べた結果、1日当たり100人ぐらいがご利用なさっていたと。6ルートで100人ですから、1ルートに換算しますと、本当に、朝から晩まで走っていて100人と。このデマンド式のタクシーにした場合、やはり、僕はもっともっと数字を上げたいと思いますけど、その辺ももう少し、具体的に数字をこういう目標数でやりたい。人数で行いたいという数字がここでご答弁できるなら、是非していただきたいと思います。

お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、岡崎新右衛門君。

市民福祉部理事(岡崎新右衛門君) お答えいたします。

まず、主な公共施設の停留所の設置理由は何かということでございます。

済みません。主な公共施設の停留所とする理由は何かという2番目のご質問でございますが、公共施設については、停留所の設定を現在考えております。冬場の大変、乗り場が悪いんじゃないかとか、いろんなご質問がありますが、とりあえず、公共施設は、今、設定の原則には置いております。それと、各地区の区長さんの方に一応お願いをしまして、各集落の方で停留所の一番しやすいような場所を設定していただくように、現在お願いして、ほぼ80%以上の届け出が出ております。今までの公共交通施設の停留所以外でも結構ですし、交通の安全面、それから今言うような足の関係もございまして、そういう面を含めて出していただくと。また、その結果、うちとしましては警察、陸運の方と協議しまして、安全面やそういうのがオーケーであれば、許可していききたいというふうな形で行っております。

また、停留所の距離でございますが、1集落、一応300メートルを原則としまして、停留所の設定場所を決めております。

次に、3番目の利用者との登録方法をどのようにしているのかということでございますが、登録方法については、先ほど言いましたように、役所の市民生活課の方で登録をしていただくようにしていきたいと考えております。皆様のご意見いただきましても、登録方法を簡素化した方がいいとか、その辺もありますので、この辺につきましても、現在、登録方法をできる限り簡素化して、提示だけでいいような方法で今現在、実施したいなと考えております。

それから、4番目の時間帯のことでございますが、原則的には8時から5時までということございまして、金津高校の利用者とか、いろいろ利便性が今まで使っていた方もございますので、その辺については考えていきたいと考えておりますが、原則は8時から5時まで。公共交通関係のいろんな影響がございますので、タクシー業者、そういう関係もございまして、目的外に使っていただくといけないというようなことありまして、公共交通会議で吟味した結果、8時から5時までというような運行時間になったということでございます。

それから、6番目でございますが、停留所の設置は必要ないのではないか。ドア・ツー・ドアがいいのではないかということでございますが、これにつきましても、ドア・ツー・ドアも含めまして、公共交通会議でも検討をさせていただきました。先ほどご回答しましたけれど、1番としましては、市全体の公共交通体系への影響、これを考慮して、停留所方式にしたということ。さらには、一般乗合旅客自動車、運送事業の中で、タクシーを活用した乗合バスというのを位置づけておりますので、あくまでも乗合バスというような形でございますので、タクシー事業者との区別をさせていただきたいということがございました。それと、地域の公共交通会議の中で、やはり、安全性、それから、安全性を含めたドライバーさんの負担増加とか、それから、運行距離及び運行時間が延長される場合があります。そういうことになりますと、やはり、行政コストの方が増加されるということが想定されますので、停留所の設置方式にしたということでございますので、今後は議会のご理解を得ながら、進めさせていただきたいと考えております。

それから、最後に8番目の利用者の目標人数と事業運営費はどうかということでございますが、これについては、8番目、先ほども一応お答えはいたしましたけれど、やはり、距離数、乗車距離数の関係、それから、利用者数の関係、うちの方としましては、現行、大人の人だけで、1日、先ほど100名と言いましたけど、大人の人ですと、1日70名ほど乗られておりますので、これの1.2倍ほどを目標として設定していきたいなと。これで事業者の方と協議しまして、料金を決定していきたいなと考えておりますので、これについては、先ほどの回答にかえさせていただきたいと思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) それでは、3番目ですけど、私は、私なりにいろんなところで

調査した結果、やはり、地元のタクシー業者、ここをやはり取り組むのが大きな、取り組むことによって、例えば6社あれば、全社がデマンド方式の委託業者には是非加入していただくと。やっぱり、地元の業者というのは、各14キロの、東西14キロ南北14キロの隅々までよく知っています。いろんなシステムを買わなくても、それぐらいタクシードライバーの方がよく知っていますから、是非地元の業者を、今、非常に皆さんもご存じのとおり、湯のまち駅とか芦原温泉駅のタクシーの待ち時間、タクシーの方を見ていると、本当に午前中に何台利用するかというぐらいの僕はそういう感じだと思います。もちろん、8時前とか、5時以降は非常にスムーズに動いていますけど、その時間帯というのは本当にやはり、事業者を育てるためにも、僕は是非全社取り組んで、そのメリットで僕は将来、弱者のために、いいデマンドタクシーにしていきたいと思います。

来年の4月の施行のために、市長の諮問機関である地域公共交通会議というのがこれからも何回も進んでいくと思います。我々議員もそれに対していろんなご報告とか、我々も協議しなければならないということです。あと4カ月足らずですけど、本当にここ頑張って、市民から愛されるデマンドタクシーを皆さんで是非頑張らなければならないと思います。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

議長（向山信博君） 暫時休憩します。再開は11時5分とします。

（午前10時54分）

議長（向山信博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

山川知一郎君

議長（向山信博君） 通告順に従い、8番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 日本共産党の山川知一郎でございます。今まで質問された方とダブる点もございますが、3点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

第1は、国民健康保険税の問題でございますが、先ほど山田議員からもありましたが、市は来年度の国民健康保険税を値上げする予定と聞いております。値上げすれば、多分、県下で最も高い保険税になるのではないかと思います。私は値上げに反対の立場で幾つか質問をいたしたいと思います。

まず、国保会計の実態ですが、どのようになっているか伺いたいと思います。加入世帯数及び被保険者数、収支状況、保険給付費の推移、国庫支出金の額と割合、一般会計からの繰入金額と割合、基金取り崩し額と残高、滞納額と滞納者数。

まず、これらについて、お答えをいただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長（徳丸敏郎君） それでは、山川議員のご質問にお答えいたします。

まず、国保の実態の件でございますが、8月1日現在での加入世帯数は4,257世帯、被保険者数は7,295人となっております。

保険給付費は毎年右肩上がりが増加し、平成18年度で18億6,600万円であったものが平成22年度には22億1,000万円となり、5年間で約3億4,000万円、率にして18.5%の伸びとなっております。

平成22年度の国庫支出金は約7億2,400万円で歳入のトップを占め、歳出総額の23.7%に当たっております。

一般会計からの繰入額は、約1億2,700万円で歳出総額の4.1%に当たります。

基金につきましては、平成22年度に6,000万円を取り崩し、年度末残高は約1億1,500万円となっております。

それから、一方、滞納額でございますが、平成22年度末現在で約3,300万円、過年度分が約1億3,700万円の計1億7,000万円で、滞納世帯数は470でございます。

また、本市の医療費は、平成22年度1人当たり36万3,470円と2年連続して9市で最高額となっております。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 今の答弁にもありましたが、あわら市は1人当たりの医療費が非常に高いと、県下で最も高いという現状であります。医療費が高いので保険給付費も当然多いと。

まず、前々から言われておりますが、医療費がなぜあわら市は高いのか。ここをきちっと原因をはっきりさせるということが必要ではないかというふうに思います。簡単に、医者に行く者が多いとか、入院が長いとか言われますが、なぜそういうふうになっているのか、もっと原因を突き詰めて、対策を立てるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。私は、医療費を引き下げするためには、予防にもっと力を入れるべきだというふうに考えますが、今市も、健診については力を入れておられるとは思いますが、健康診断の受診者数と割合、また、ここ数年間の推移はどのようになっているのでしょうか。

また、受診率を向上させるための対策はどうなっているのでしょうか、伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長（徳丸敏郎君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、本市の医療費は平成22年度1人当たり36万3,470円と、2年連続して9市の最高額となっております。当市の高額医療費を分析いた

しますと、やっぱり、主に心疾患、脳疾患患者が大変多く、これらの長期入院が固定部分としてあるため、医療費全体を押し上げているという状況にあります。

特に、特定健診の平成22年度の受診率は25.7%、前年度に比較し4.8%上昇をしています。これまで、回数、会場の見直し、休日健診、夜間健診等を実施し、受診率の向上に努めておりますが、今後も更なる勧奨を努めて参りたいと考えております。

また、HEECE構想事業において、平成23年度から新たに健康づくりモデル地区を12地区、2団体を指定するとともに、サポーターを20人養成いたしました。各地区での健康教室や、健診の受診勧奨を行っていただいております。この事業につきましても、地域住民の健康に対する意識づくりに大変効果があると思っておりますので、来年度も各地区、各団体、サポーターともに増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（向山信博君） ちょっとお待ちください。

山川議員、国民健康保険税改定についての質問はすべて行ってから回答をいただくようにお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） それでは、再質問は後に回しまして、国保会計の問題ですが、大変厳しい状況にあるということは、十分理解をいたしますが、多額の滞納があるということは、かなりの加入者が負担の限界にあることを示しているのではないのでしょうか。先ほどの答弁でも、470世帯ですか、加入者の大体1割強が滞納ということになっております。これ以上の値上げはやめるべきであるというふうに考えます。そのためには、まず、国庫負担を引き上げることが必要です。22年度で見れば、国庫支出金はわずか23.7%、国民皆保険制度として国がつくった制度であるにもかかわらず、財源負担は4分の1以下、残りは地方自治体と加入者に負担を押しつけるのでは、皆保険制度自体が崩壊してしまうのではないのでしょうか。国に対して少なくとも50%以上負担するように、今まで以上に強く働きかけるべきであるというふうに考えます。

第2に、国保制度を守るために、県に対しても財政的負担を求めるべきだと考えます。住民が安心していつでも医者にかかれることを保障するのは、地方自治体の最も基本的な責務です。福井県は現在のところ、1円も財政負担はしておりません。石川県や富山県は市町村に対して支援をしております。福井県に対しても、財政的支援を強く求めるべきと考えます。

三つ目は、一般会計からの繰入金を増やすことです。22年度では、法定繰入金として約1億2,700万円を繰り入れておりますが、今、福井市など県内の幾つかの自治体では法定額を超えて繰り入れを行い、加入者の負担を抑える努力をしております。国保加入者は市民の一部だから、税金を投入することは不公平になるとい

う意見がありますが、これでは市民が安心できる医療を守ることはできないと考えます。国保加入者は他の保険制度から否応なく締め出されて、最も医療を必要とする高齢者が多数を占めています。制度に大きな矛盾があるわけでありますから、加入者の責任にすることなく、自治体が責任を持つべきと考えます。

さらに、今回の改定に当たって幾つか要望をしておきたいと思いますが、保険税を払えない低所得者に対する減免制度を拡充することであります。現在、保険税減免の対象となっている方はどれだけおられるでしょうか、人数と割合をお示してください。

また、税金の負担原則である応能負担に反する資産割、均等割等を引き下げるべきと考えます。あわら市の資産割の率は県内でも特に高いものになっております。さらに、少子化対策の観点からも、就学前の子供は均等割から除外すべきと考えます。

以上の点について、市長の見解を伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) お答えいたします。

国及び県に負担増を求めるべきとご指摘でございますが、現在、国及び県からはともに保険料の軽減分に係る支出金、療養給付費に係る負担金、これ法定でございますが、の負担をいただいております。

また、国保財政は全国的に悪化をしております。そのことから、全国知事会、市長会、町村会がそれぞれ保険財政の基盤強化を求める、支援を求める要望書を国に提出しております。しかしながら、財源等の問題から、27年度の税と社会保障の一体改革までは困難、難しいという回答でございます。

次に、保険税の改定についてでございますが、先ほどの山田議員のご質問に対し、市長が答弁いたしましたとおり、一般会計からの法定外繰り入れを行いながら、平成25年度末で収支バランスを図る改定試案を今定例会の常任委員会に提出し、協議させていただきたいと考えておりますので、よろしく願います。

次に、保険税の減免の対象になっている世帯数と割合でございますが、2割軽減世帯は554世帯、全体の13.0%、5割軽減世帯が218世帯、5.1%、7割軽減世帯が1,082世帯で25.4%となっております。もう既に、この時点で43.5%の世帯について軽減が行われており、議員ご指摘の更なる独自の軽減については、ちょっと困難であると考えております。

次に、資産割と均等割の引き下げについてでございますが、今回の改定に当たっては、応能割、つまり能力に応じた応能割と、受益に応じた応益割をおおむね50対50として考えますと、応能割では所得割を引き上げる一方で、資産割は引き下げることとし、応益割では、応能割との均衡を図るために、均等割を引き上げざるを得ないと考えております。また、就学前幼児の均等割除外ですが、平成27年度の税と社会保障の一体改革の中で検討されておりますので、現時点では考えており

ません。

最後に、国民健康保険は、国民皆保険制度として、国が50年ほど前につくりましたが、当時と現在では、被保険者数、年齢層、所得等、全く様相は変化しており、全国の市町村が国保財政基盤の崩壊を危惧しております。このようなことから、国では平成27年度に社会保障の一体改革、平成30年度には国保都道府県一本化を進めております。本市といたしましても、制度改革が行われるまで、税改定や繰り入れを行いながら、財政の維持に図っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 先ほどのお答で、あわら市には心疾患や脳疾患が多いのが医療費の高くなる原因ではないかというふうなお答えがありました。こういうものが多くなっている原因は何だというふうに考えておられるのか、伺いたしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) はい、お答えいたします。

近年、レセプトがコンピュータ化されまして、詳しい病名別の受診状況等がわかるようになって参りました。そういうことを含めまして、いま一度そういうものを見ながら、詳細に一度分析をして、新たに対策を考えたいと思います。そういうことも含めて、その原因等もまたいろいろ検討したいと思います。

よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) やはり、なぜ、あわら市だけがそういうものが多いというのを、原因をはっきりさせないと、食生活に問題があるのか、そのほかに原因があるのか、そのあたりまで突き詰めて対策を立てないとなかなか、この医療費を引き下げることにならぬのでないかなというふうに思いますので、是非、そこは引き続きお願いをしておきたいと思います。

それから、保険料の問題ですが、あわら市も法定外の繰り入れもして、やるということで、一步前進ではあると思いますが、ただ、滞納者が非常に多いと。中には、払える能力があるのに払わないという方も多少はおられるかもしれませんが、かなりもう限界に来ているというふうに思います。来年度は介護保険料も引き上げられるというふうに聞いております。ますます、いろいろ負担が増えるばかりという状況になりますので、そこらは是非、慎重に考えていただきたいなど。具体的に、保険料の負担原則を応能、応益50、50ということですが、これは私は、なぜ50、50でなければならないのかというのは、何も根拠がないと思うんですね。税金というのは、基本的には私は応能負担、所得のある人はたくさん払っていただく、

ない人は少なくというのが原則ですので、なぜこの保険料は応能と応益が50、50であるべきと考えるのか。それから、資産割を応能に入れておりますけれども、資産があるから支払い能力があるというふうにはならないわけで、先祖伝来の家屋敷を持っているだけで、収入は何もないというものもたくさんいるわけですが、それをその応能に入れるというのも少しおかしいのではないかというふうに思いますが、その点について、伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 応能割、応益割の件でございますが、これは、厚生労働省の方から一つの基準として示されていると聞いております。

それと、もう一点は、現実的にその保険料を算定する際に、やはり、能力がある方から、所得のある方からというのが一般的にそうなるわけでございますが、残念ながら、あわら市の今の保険者の状態を見ますと、やはり、収入のない方は当然収入がなく、先ほども申しましたとおり、43%の方が均等割だけで、なおかつ減免を受けているという状態。それから、ある程度収入のある方は、限度額オーバーでカットされてしまうという現状がございます。そのことから、中間的な所得層に値上げの負担がすべていってしまうという心配もしております。そういうことも含めて、やはり、所得、資産、あるいは平等割、均等割とあるわけでございますが、やはり、バランスのとれた体制でいかざるを得ないんじゃないかと考えております。それと、資産割でございますが、やはり、これまで、資産といいますのは、土地のバブル問題もあったんかと思うんですが、やはり、支払い能力があるという、そういう感覚で、資産のある方から、あわら市の場合、他の市町村と比べまして、非常に高額な負担割合をお願いしていたという現状がございます。そういうことから、最近、こういう市街地を見ましても空き地、なかなか収益を生まない土地をたくさん持っている。あるいは、資産でも、別に土地だけじゃなくて、そのほか流動資産とか、いろんな資産を持っている方もおいでになるかと思うんですが、そういうことも踏まえて、やはり、近隣市町等を見ながら、適正な水準に資産割をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 国の示している応能、応益、50、50ということには、私も今まで何回か聞きましたけれども、納得できる根拠、理由というのは何もないんですね。ただ、50、50が望ましいと言っているだけで、これは、望ましい、なぜ望ましいのかという理由はちっとも示されてないんですが、しかも、これは市町村はどうでも50、50にしなければならないという絶対的なものではないというふうに理解をしております。結局、この50、50がいいとか、資産割も応能に入れるとかということは、結局は所得の低い人に対して非常に重い課税になると、現になっているわけです。そういう点は是非改めていただいて、本当に、税金は応

能負担、所得のある人がたくさん払うという考えでやっていただきたいなというふうに思います。そういう点では、資産割を引き下げる、それから、50対50も見直すべきだというふうに考えますが、この点について、市長、見解をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今、ご指摘の応能、応益50、50の根拠につきましては、私もちょっと国からそういう指示が来ているということは存じておりましたけれども、その根拠につきましては、ちょっとまだ勉強不足でありますので、今後の保険税の改定に向けて、もう少し勉強させていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) では、二つ目の問題について、伺いたいと思います。

デマンド交通についてです。これも先ほど八木議員が質問されましたので、ダブらないようにお願いしたいと思いますが、来年度から、コミュニティバスにかえてデマンド交通を導入するとしております。発表された計画を見ると、幾つか問題があると考えます。75歳以上の自動車運転が問題になっておりますが、自家用車に乗らなくても公共交通で十分に用が足せるようにするためには、大幅な見直しが必要だと考えます。

第1は、利用料金が一挙に4倍にもはね上がり、高過ぎて利用できないということです。高浜町では同じようなシステムを導入することになったとの報道がありましたが、高浜町は4カ月間は無料ということです。あわら市も無料に、少なくとも今までと同じ料金で利用できるようにすべきと考えます。

第2に、運行時間が午後5時までと短いことです。午後7時までに少なくとも延長するべきではないかと考えます。

三つ目には、事業費の試算が示されていませんが、現在のコミュニティバスの利用者数と同じとした場合、事業費はどれだけになるのかお答えいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、岡崎新右衛門君。

市民福祉部理事(岡崎新右衛門君) お答えいたします。

まず、利用料金については、先ほど八木議員のご質問にお答えいたしました通りに設定したいと考えております。

議員ご承知のとおり、現行のコミュニティバスの利用料金は一般で200円、65歳以上の高齢者で100円となっております。デマンド交通では、複数人でご利用いただいた場合、一般で300円、65歳以上の高齢者で200円となり、それぞれ100円の増額となるものですが、乗車時間の短縮等によるサービス水準の向上等を考慮いたしますと、適正な料金であると考えております。

次に、運行時間を午後7時まで延長すべきではないかとのご指摘でございますが、この運行時間については、現行のコミュニティバスの利用目的のほとんどが日中の時間帯の高齢者の通院利用や買物利用であること、また、市全体の公共交通体系への影響等を考慮し、午前8時から午後5時までとしているものです。

なお、事業費については、今後、市が交通事業者と協議する運行単価にかかわるものであり、現在、実施後の利用者数や平均乗車距離等を試算し、慎重に検討を進めているところであります。

いずれにいたしましても、利用者の利便性向上とコスト削減に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 第1に、利用料金ですが、100円が200円になる。100円上がるだけ。しかし、100円が200円になるということは、2倍になるということでありまして、先日もあるお年寄りから、3月いっぱいコミュニティバスがなくなってしまうと、どうするんですかと。いや、かわってデマンドバスになるんではないかと。いや、あんなもんはとても高過ぎて利用できんという話がありました。やっぱり高齢者にとっては、とても片道200円、300円というのは、大きな負担になると。これではやっぱりとてもじゃないが、今までのように乗るわけにはいかんという意見がかなりあります。是非、そこは見直しをしていただきたいなど。

それから、二つ目の運行時間ですが、高校生の問題については、どういうふうにご考慮されるのでしょうか。今までコミュニティバスを利用している高校生はかなりいるというふうに思いますが、8時から5時では、行きも帰りもほとんど高校生は利用できないということになると思いますが、この高校生たちはそうすると、何も利用するものがないということになると思いますが、この点について、伺いたいと思います。

それから、三つ目の事業費はまた近く委員会等で示されると思いますが、事業費をお示ししていただかないと、なかなか議論は進まないというふうに思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、岡崎新右衛門君。

市民福祉部理事(岡崎新右衛門君) 山川議員の再質問にお答えいたします。

一つ目の利用料金でございますが、確かに、区長会やいろんなところでご意見を聞かせていただきますと、料金が低いというようなことではございますが、公共交通の影響等も加味することになりますので、バス料金よりは高く、それからタクシー料金よりは安くという原則でやらせていただきたいと思いますので、この辺については、また慎重なる議会のご意見をいただきながら進めさせていただきます。

次に、時間帯でございますが、先ほど言いました8時から5時までというのを原

則とさせていただきます。確かに、つい最近やりました乗車利用者のOD調査、中で利用者、どういう人が使っているのかと調査をしましたところ、やはり、高校生の利用もございました。それで、特に、公共交通のメンバーの中には金津高校の先生方も入っておりますので、先生方ともお話ししまして、原則は8時から5時まででございますが、その辺については、時間帯を調整して実施したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、事業費につきましては、先ほどのお答えのとおり、実車走行距離、それから、人数等がございますので、これは現在のコミュニティバスである程度の試算は出せますけれど、これらについては、委員会の方でまたご討議していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 今の答えて、運行時間については、そうすると、高校生も利用できるように見直すということなんでしょうか。ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、岡崎新右工門君。

市民福祉部理事(岡崎新右工門君) 再度お答えいたします。

高校生については、その辺を調整していきたいと思っておりますので、8時からということは原則でございますので、その辺調整させていただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 調整するという意味がよくわからんですが、高校生も利用できるように、もう少し早くからするとか、帰りももう少し延ばすとか、ということと理解すればよろしいんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部理事、岡崎新右工門君。

市民福祉部理事(岡崎新右工門君) 議員おっしゃるとおりにそういう形で調整させていただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 是非、高校生も安心して利用できるように、運行時間については、検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、料金の問題ですが、ちょっと市長に伺いたいと思っておりますが、今まで説明会やってきたところでは、ほとんど高過ぎるという意見だと思っております。この利用料金が妥当だという意見はほとんど出ていないのではないかなと。盛んに、理由として、公共交通との競合といいますか、そういうことで、そういうところに打撃にならないようにということが言われておりますが、これは、私はやり方は業者と

話をしてやれば、もっと引き下げても、業者には、今も、例えば路線バスについては補助金出すとか、いろいろやっているわけですから、そこらのことをきちんとすれば、料金引き下げてもやれるのではないかというふうに思いますが、そういう点では、是非、できれば無料に、少なくともコミュニティバスと同じ料金でというのが多くの市民の声だと思いましたが、その点について、市長のお考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えする前に、先ほどの八木議員のご質問を伺っていてもちょっと感じたんですけども、今度、タクシーを利用するものですから、どうも、ちょっと、タクシーという一般的なイメージがちょっと先行してしまって、ちょっと制度について誤解を生じているのではないかというように思います。現在のコミュニティバスのいろんなデメリットのところを改善して、より市民の皆さんに使いやすくしていただいて、なおかつ、市の財政にも貢献するような新しい制度を考えようということで、担当課も一生懸命考えた結果が、今、お示しをしているデマンド方式です。これは、言い方ちょっと変えますと、「予約式小型乗合バス」という公共交通機関だというふうな受けとめ方を是非お願いしたいなと思います。そうしないと、ちょっと誤解が生じてしまっているのではないかなと思います。料金の件でありますけれども、これは、まさにタクシーを利用するわけですから、タクシー会社等々のご理解とご協力も必要なわけです。それと、市の財政的な問題も含めて、料金というのは決定をしていかなければいけないというふうに思います。一番最初、説明をして回ったときには、ちょっと高い印象を受ける金額だったと思います。その後、そういうご意見をいただきまして、現段階では、乗合をしていただく、乗合をしていただくことで、環境にも優しい地域社会をつくっていただくことでもありますから、乗合をしていただくことを是非お願いしたいわけです。複数で乗合をしていただければ、一般の方では300円、65歳以上の方では200円というのが今の案であります。それが高いか安いかわという判断になりますけれども、これは、いろんな考え方あるかと思いますが、今、新しく作り上げたこういうサービスに対して、きちっと乗合をしていただければ300円、あるいは200円ということであれば、私は妥当なといえますか、料金ではないかなというように思います。それとは別個に、議員のご指摘のように、無料化ということも選択肢としてはあると思います。先ほどの国保会計の問題でも同じでありますけれども、市からの税金も全部投入するというのも、選択肢としては、それはあります。しかし、やはり、市は財政ということも考えなければいけませんし、より使いやすいサービスを構築しながら、なおかつ、コミュニティバスと比べたときに、やはり、財政上よくなるというところを狙って今作り上げておりますので、そういう意味でひとつご理解いただきたいというように思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 是非、市民が本当に喜んで乗っていただかなければ意味がないわけでありますので、本当に利用しやすいようなものになるように。また、これから委員会等でもいろいろ議論されていくと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

三つ目の問題で、防災対策の見直しについて伺いたいと思います。

3月11日の東北大地震を経験して、防災計画の見直しが必要となっておりますが、見直しの進行状況はどうなっているのでしょうか。今年春に防災マップがつくられて、全世帯に配布されましたが、あれには津波対策等が入っていないということで、津波対策等も考慮すべきというふうに言われましたが、この見直しの中に、原発の事故の災害、こういうものは考慮されて進められているのでしょうか。

原子力安全委員会は、11月に、直ちに避難を要する緊急防護措置区域を半径30キロに拡大して、半径50キロを屋内退避や安定ヨウ素剤の服用などの対策をとる放射性ヨウ素防護地域といたしました。

日本原子力発電所東海第2原発を抱える茨城県は、30キロ圏内の人口が94万人。茨城県知事は「防災計画はとてつくりようがない」というふうに述べています。

敦賀原発で事故が起これば、福井市の一部も30キロ圏に含まれるとのことですが、県内だけでなく、県外も含めて数十万人が避難ということになると思います。具体的に30キロ県内の自治体と人口はどれだけになるのでしょうか。また、現実的に数十万人の避難は可能と考えられるのでしょうか。

あわら市が放射能汚染を免れたとしても、避難民の受け入れ、ヨウ素剤の配布等は必要になると思いますが、これらを踏まえた防災計画を作成することについてどのように考えておられるか、また今後、原発をどうすべきか、市長の見解を伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） お答えいたします。

防災計画につきましては、年内に国が防災基本計画の見直しを行い、それを受けて今年度末に県が地域防災計画の見直しを行うと聞いております。市といたしましては、国・県の動向を踏まえて、計画の見直しを図ることとしております。

また、津波高や津波被害予想地域の見直しにつきましては、県がさきの9月補正予算に津波対策検討事業費を計上し、現在、調査を行っているところであり、その結果を踏まえて新たに津波ハザードマップを作成するとともに、防災計画にも反映して参りたいと考えております。

次に、原発事故災害の対策ですが、10月20日に原子力安全委員会が、原発からの距離によって防災域を3区域に分ける新たな見直し案を明らかにしました。内容は、原発事故に備えた防災対策の重点地域を原発から30キロ圏内に拡大したも

のですが、これを地図に当てはめると、嶺南4市町に立地する原発から30キロ圏内に当たる自治体としては、本県内の12自治体をはじめ、京都府、滋賀県、岐阜県にかかる計23自治体に及び、避難対象者は約125万人と見込まれます。これらの避難については、広域的な連携が必要であり、一つの自治体だけで避難計画を策定することは困難であります。

また、原発事故の際の避難民受け入れ等につきましては、現段階では具体的対応策を持っておりませんが、拠点避難場所や公共施設を中心に可能な限り受け入れるべきであると考えております。

このほか、原発から50キロ圏内の予防措置区域からも本市は外れておりますが、福島事故の影響を踏まえれば、一律に距離だけで判断できるものではありませんので、ヨウ素剤の配布等の対策につきまして、今後、県と協議して参ります。

なお、原発に対する私の見解ですが、6月議会定例会でも申し上げましたとおり、一たん事故が起こった際の事故の重大さは十分に認識をいたしておりますが、エネルギー需給の観点から現実論に立ち、現時点においては、脱原発を唱えるには時期尚早であると考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 津波はあれですが、原発事故については、とてもあわら市独自でどうこうということはもう不可能ではないかというふうに思います。そういうことを考えれば、市長は現段階では脱原発ということはまだ言えないというふうにおっしゃいますが、自然エネルギー利用に政策の方向を変えれば、電力を十分原発に頼らずに開発することは可能だというふうに言われております。日本は、そういう自然エネルギーの点では、世界で確か3番目ぐらいに入るいろんな太陽熱、地熱、火力、風力、いろんなものがあるというふうに言われております。

ですから、そういう方向に切りかえるということが、本当に住民の安全を守るという点では必要なことだと思います。国や県が何か方向性を示すまでは、あわら市としてどうにも対応できないということになれば、その間に事故が起これば、本当に大混乱になるというふうに思います。そういう点では、是非、原発に頼らない、自然エネルギーの方向に政策を切りかえる、福井県としてそういう方向に切りかえるということを是非、県に対しても、国に対しても強く言っていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ、避難所の問題で、今回の東北の状況を見ますと、避難所でいろんな病気、それからお年寄りの介護とか、そういう医療介護の問題というのは非常に大きな問題になっております。あるところでは、学校の医務室というんですか、子供のために保健婦さんがいる場所がそういう医院のかわりで機能を果たしたというような報道も見たことがあります。本当に大量な多くの避難民が来て、特に高齢者とか、子供とか、非常に環境が悪い中で暮らすということになれば、いろんな医療、介護上の問題が出てくると思いますが、こういうことについても今、こ

の見直しの中で考えられているのかどうか伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ご指摘の避難所での医療だとか、介護の問題、今回の事故で大変クローズアップされていると思います。

先だって、あれは本荘地区での防災訓練のときに、議員の皆さん方もちょっと体験をしていただいたと思いますけども、ダンボールを使った簡易なベッドの展示がございました。あれもいろいろ聞いてみますと、実際、現場に当たっていた医師の意見によりますと、特にお年寄りあたりが床に直接寝ていると、ほこりだとかごみなどの影響もどうもあって、あるいは、もちろん温度の問題等もあって、病気になりがちであると。その点、こういう新しい簡易なベッドで数十センチ浮かすというだけでも効果があるんだというふうなことを受けて、ああいうものをつくられたそうです。そういうことを見ましても、確かに避難所での、特にお年寄りの病気、介護の問題は大きいと思いますので、そういうことも含めて計画の見直しの中に反映をさせていきたいというように思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 設備とか、そういう点も当然考えなければなりません、医師とか、看護師、そういう人たちの配置、そういうことも考えないと、まず、今回の福島なんかでは、医療機関は残っていても、そこに従事していた医療従事者も放射能は危険やということで、避難してしまって、もうほとんど医者がいないという状況などもありますので、設備をきちんとすると同時にそういう医療従事者、それから介護の従事者、そういうものをどう確保するかというようなことも、この計画の中に入れていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

是非、第1にはこういう事故が起こらないようにすることが第1でありまして、そのためには脱原発という方向に行くべきだと思いますが、もちろんすぐ脱原発ということになるわけではありませんので、その間にいつ事故が起こるかもしれないということで、防災には万全を期していただきたいということを申し上げて、質問を終わりにします。

ありがとうございました。

議長(向山信博君) 暫時休憩します。再開は13時とします。

(午前11時53分)

議長(向山信博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

卯目ひろみ君

議長(向山信博君) 通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） それでは、ただいまから三つの質問をさせていただきます。

まず一つは、健康長寿祭について、もう一つはエルディ跡の複合施設、仮称、生涯学習館について、それから三つ目はデマンド交通についてです。

まず一つ目です。

二十歳を祝う成人式などと並んで、毎年秋に行われている長寿を祝う健康長寿祭は、あわら市の大きなイベントの一つです。長年同じスタイルで来ているわけですが、毎年ボランティアでお手伝いさせていただいて、直接、肌で感じたことを申し上げます。

今年も会場は広いのですが、狭い場所にずっと座っていること。膝が痛い、足が痛い、腰が痛いので、長く座ってられないこと。こんな声をまた今年も聞きました。今回、私は後ろの方において、様子を見せていただいていた。後ろの方では、交通安全劇のステージの音がよく聞こえませんでした。せっかくの園児のステージも後ろの方では残念ながら、小さくてよく見えませんでした。声も小さくてとても残念でした。おばあ様があわら市出身の演歌歌手のステージはよかったのですが、少し長かったなという声も多かったようです。

ところで、私はこの長寿祭は、そろそろ進化してよいころに来ているのではないかと思っている1人です。去年の9月議会でそのあり方について、一般質問をさせていただきました。去年の質問では、あわら市にある温泉で地区ごとに長寿祭をしてはどうかとの質問に対し、担当課からは現段階では、今の形がいいと思っているが、いつまでもこの形がいいとは思っていない。そして、今のこの形が歓迎されるかどうかというのは、疑問に思っているので、今後、状況を見ながら取り組んでいきたいとのお答えをいただきました。また、実施委員会、各種団体からのボランティアですが、その活動についての問いには、現在の実施委員会は長寿祭がこれまでの形を継続してきた関係上、ただ、内容を説明する会であったが、今後、新しい形を考える時期が来れば、いろんな案を協議していく場となるというお答えでした。今回は、去年と同じ質問をさせていただきたいと思います。

一つ目、平成22年度と23年度の費用と内訳、また1人当たりの経費はどのくらいかかっているのでしょうか。

2、同じく、その対象者数と出席者の割合はいかがでしょうか。

また、今年アンケート内容とその集計、また書かれてあるご意見はどんなものがあつたでしょうか。

3、担当課が考える現状分析と今後のあり方、または考え方はいかがですか。

これらについて、お答えください。

トリムパークではなく、あわら市内の地元の温泉で食事をして、お風呂につかり、日中をのんびりと過ごしていただくのも、一つの方法だと提案をさせていただきました。その後、そういったことについての検討は何かなされたのでしょうか。もし、されているのなら、その経緯をお聞かせください。なければ、これからについて、

検討をする場を立ち上げる気はありませんか。お伺いします。

また、もしも、前回のように変えられないと言うのなら、それはそれとして、何かもう少し方法はないものでしょうか。少しでも多くの方に出席していただく、そういうための工夫を考えなければなりません。今年の長寿祭で感じたことは、笑いが少なかったなという印象でした。お昼の時間に演歌ショーがありましたが、それを例えば、若い力をかりて、先日、生涯学習大会で招いた日本一になったという元気っぱいのバトントワリングチームですとか、警察音楽隊、チアリーダーチームなど、元気をもらえるステージ、だれでもが楽しめるものまねパフォーマンス、マジックショー、演劇など、工夫次第ではいろいろあると思います。しかし、スタイルを変えようとすれば、それにかかわるすべてが変わるので、そのご苦労は並大抵ではないのもよくわかります。

長寿祭の目的は、ここに来て1日楽しかったよ。元気が出たよ。また来年も頼むね。参加して下さった方々にこんな思いを持っていただき、多くの方にその恩恵を受けていただき、高齢の方々が1年間元気で暮らして、顔を合わせる場所づくりが長寿祭の目的ではないのかと、私は考えております。いわゆる高齢者福祉向上の対策について、市長の基本的な考え方をお聞かせください。

一つ目の質問です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

健康長寿祭は、高齢者に対し敬愛の意を表するとともに、長寿をお祝いする目的で毎年10月に開催をいたしております。

まず、参加実績については、平成22年度では、対象者4,645人のうち1,316人の参加をいただき参加率は28.3%、平成23年度では、対象者4,594人のうち1,305人の参加をいただき参加率は28.4%でした。

また、開催費用と参加者1人当たりの経費につきましては、平成22年度が764万7,783円で、1人当たりの経費は5,811円、平成23年度については775万7,980円で、1人当たりの経費は5,945円でした。

次に、健康長寿祭の現状分析についてですが、参加率については、同じような形態で開催している近隣市と比較しても高く、イベント参加率としては決して低いものであると考えております。

また、今年の健康長寿祭では、参加者に医療に関するアンケートを実施いたしました。

その結果から、参加者の43%が70代、53%が80代となるなど、70代の参加者が想定より大変多く、今後の長寿祭のイベントの企画に当たり、十分考慮する必要があると考えております。

現在の健康長寿祭のスタイルは、これまでの試行錯誤を経て確立したものですが、今後の実施に当たっては、これまでのアンケート調査や各種統計調査の結果などを

もとに、検討委員会の立ち上げも視野に入れながら引き続き検討を続けて参りたいと考えております。

最後に、より多くの高齢者が参加してもらえるよう温泉と健康長寿祭を組み合わせではどうかという再度のご質問であります。これにつきましても対象者のニーズや安全確保、会場や送迎方法などを総合的に勘案した上で判断して参りたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 今のお答えですと、大体1人当たりの費用が約6,000円弱かかっているわけですね。その内容としましては、お弁当ですと、それからあと施設費というんですか、座布団ですとか、机ですとか、いろんな、そういうものにかかっていると思うんですね。一般的に言えば、どこの市もこういうやり方でやっていると思うんですね。一カ所に来ていただいて、一つのことを多くの人に見ていただくというのはよくわかるんです。わかるんですけど、現実には、高齢者といいますと、私たちが見ている限り、確かに、足が痛い、それから膝が痛いから座れない、そういう方はいらっしゃるんです。もし、例えばですが、私は言いましたように、例えば温泉へ地区ごとにはなると思いますが、そういうふうに、もしそういうことをすることができるとすれば、もう少したくさんの方が来ていただけるかもしれない。それは、まだやってないから何とも言えないんですけど。そういうなぜ私が温泉とそれを組み合わせたらいいかといいますと、あわらには温泉があるわけですね。どっか違うところに温泉に行くわけではなくて、地元には温泉があるわけです。受け入れ態勢がどうかということも大変な大きな問題だと思いますが、そういうことについて、例えば、探ったことがあるのか、そういうふうに旅館組合なら旅館組合に、一度協議したことがあるか、そういうことについてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 温泉の活用ということでございますが、ちょっと今、直接、旅館関係と話したかどうかは、ちょっと私は承知しておりません。ただ、これ検討する段階で、もちろん経費の問題もございますが、安全確保の問題等も一つあって、なかなかちょっと今の時点では、ちょっとまだ踏み込めないというふうなことを聞いております。

今後、そういう要望等もあるようでございましたら、もう少し真剣に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) それから、今の現状のままでいった場合の出し物といいますか、そういうものについては、ずっとここ何年か歌とかで来ていると思うんですけど、そういうものを、もっと元気をもらえるような、これまでに何回か福商のジェ

ツツというんですか、チアリーダー、そこのを見せていただいたり、それからこの間は小松市のバトントアリングチームを見せていただきました。そういうふうに、見ていれば、小さい子供さんからお年寄りの方まで楽しめる、本当に元気がもらえる、そういうことってあると思うんです。だから、一つのことにはこだわらずに、もっと広い目で見るといいのではないかなと思うんですが、例えば、それを言いますと、高校生とかは、土日しかお休みじゃないので、平日やっているので、土日じゃないから無理だ。もしか言われるかもしれません。逆に、こちらの催しを土日にはいけないのか。そういう考えはいかがでしょうか。まず、その前に今みたいなそういう若い力をおかりするとか、元気をもらうとか、そういうことについてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 今回、議員さんの方からいろんなご提案をいただいております。今回の調査によりまして、想定外と申しますか、比較的75歳以上の対象でございますが、結構75歳前半ぐらいの方がたくさんお見えになっていると。これはちょっと想定外でございます、比較的若い人も参加いただいているということでございます。そういうことも踏まえて、もう少し70代の方、あるいは80代、90代の方もおいでになりますので、そういう年齢層もいろいろ考慮しながら、また議員さんご提案いただきましたいろんなイベント等も十分検討しながら、考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市民福祉部長、徳丸敏郎君。

市民福祉部長(徳丸敏郎君) 土日開催も含めて、検討させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) この健康長寿祭のことにつきましては、私だけでなく、その後坪田議員も確か質問なさっていたと思います。別にこだわるわけではないんですが、広い目で見ていただいて、本当にこれでよいのか、よければ続けていけばいいと思いますが、一度、再考を考えていただきたいなと思っております。

2番目に行きます。次の質問に入ります。

エルディ跡の複合施設、これ、仮称、生涯学習館というそうですが、1階には図書館、2階には埋蔵文化センターが入り、2階の一部には本陣飾りの展示をする。1階図書館にはキッズコーナーがあり、広いロビーもとってある。ざっとこのようなお話だったと思います。

質問ですが、本陣飾りというのは、誰のためといいますか、どういうことを想定して、ここに展示をお考えなのでしょうか。本陣飾りに注目してお話ししたいと思うんですが、本陣飾りを例えば、観光ととらえたとき、そういうときは、2階より1階におろした方が、断然お客さんは見るチャンスというか、そういうのはあると

思います。2階に行けばいいと言いますが、やはり、2階よりは1階の方がいいのではないかと思います。それから、1階の部分に市民がちょっとした会合とか、会議をしたり、それから、近所のお年寄りが集まってちょっとおしゃべりをしたり、また学生が何か会合したり、おしゃべりをしたりとかいった、多目的に使えるような図書館とは区別されたコーナーみたいなのが是非あるといい。ちょうどそれは、セントピアあわらの2階のスペースのミニ版のようなもの、そういった場所があるといい。私の周りの数人の知人から、こんな意見が出ました。でも、これらは、今、私がここでこう言わなければ、あて先のない意見になってしまいます。委員会では、区長さんや地元の方にお話ししてありますということをお聞きしていますが、多分こういう意見は区長さんまでは届いてないのではないかなと思います。なぜなら、ごく一般の人は区長さんからそういうお話を聞く機会がないからです。口をそろえてそういう方から言われるのは、例えば、何かそういうことを意見を言いたい、話したいと思っても、窓口がわからない、どこへ行けばいいのかわからない、どこでそういう発言をしたらいいのかわからないということが、よく私の耳に入ってきます。それは確かにたくさんの意見ではないかもしれませんが、また、こういった事業の設計図がありましても、その図面を机の上に置きながら、町の人たちと行政の人たちが一緒になって、話し合っ、いろいろ決めていくというのは、そういうのも余りこれまではなかったと思います。そういうことをしていると、そのキャッチボールにすごく時間がかかりますし、長くかけられないという現状もあるかもしれません。また、設計者に委託をしてしまおうとなれば、なかなかそこまで意見が届くことはないかと思います。この施設は、リフォームとはいえ、まちの人たちにも非常に期待されている場所でもあると思うので、やっぱり市民の注目度も高いのだと思います。このように、いろんな事業をこれに限らずですが、いろんな事業を行う上で、一般市民の方の意見を聞き、それがその中に取り込んでいけるような、市民と行政がかかわれる窓口、設ける、そのシステムづくりといいですか、そういうものが私は必要ではないかなと考えるのですが、全体的に基本的な市長の考え方を聞かせください。

また、話は変わりますが、本陣飾りは金津祭りの花形です。長く根づいた伝統が受け継がれて、地元のつながりが最も発揮された結晶だと思います。お祭りが済んだ後も、市内の何カ所かに飾られているのを見ると、本当にアイデアいっぱいのもので、改めて町の宝だと思います。複合施設に飾ることで、もしこれが観光につながるのなら、これは大変に喜ばしいことではないかと思います。そして、駅前から歩いて10分ぐらいのところにある金津神社、ここには15体もの神様が祭られていると言われています。これは金津祭りの守り神なのですが、そういうところも一緒に観光客に楽しんでいただける場所にもまたなり得るところです。1階にするのか、2階にするのか、ここのところは悩ましい問題だと思いますし、よくよく考えていただきたいなと思っております。

JRの温泉駅を出て、仮称ですが、にぎわい広場の横を通過して、小さな橋を越え

て、西へと続くこの道は、金津小学校までの1本道です。途中には坂もあって、霧困気のある道が続いています。そういった中で、この複合施設はその途中にあります。金津神社に隣接していて、ちょこっと歩くには最適なところかとも思います。JRの芦原温泉駅におり立った観光客がちょっと行ける場所、そういうところの一つにもなり得ますので、こういうことを例えば、観光ととらえたとき、そういったときのまちづくりの基本的な考え方をお聞かせください。

二つ目です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

旧金津ショッピングセンターエルディにつきましては、仮称ではありますが、生涯学習館として整備をして参ります。

1階には図書館、2階には文化財の展示施設として、基本設計に着手したところであります。

施設の内容、レイアウトにつきましては、今ほど申し上げました基本設計を進めていく中で、議会や区長会にご説明するとともに、協議して参りたいと考えております。

ただいまは、図書館とは別に、高齢者や学生が集えるスペースを設けてはどうかとのご意見をいただきました。ご案内のとおり、この建物につきましては、3階を市民文化研修センターとして、現在広く市民の皆様にご利用いただいておりますが、整備後においても、同様の利用形態を引き継ぐ予定ですので、このセンターに、ご提案いただいた機能を兼ね備えることができるのではないかと考えております。

ただ、今ほど申し上げましたことは、あくまで現時点での考え方でありますので、今後、基本設計を進めていく中でしっかりと議員の皆様と協議して参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2点目の本陣飾り物の展示につきましては、これから区長会などと協議しながら、複数の本陣飾りを展示し、広く市民の皆様、ひいては観光客の方にもご覧いただける、また、後世に素晴らしい伝統を受け継いでいけるよう整備して参ります。

ところで、JR芦原温泉駅前から生涯学習館まで、また、生涯学習館からさらに西へ参りますと、坂の下宿場口跡まで神社や寺院、文化財等が点在しております。こうした史跡を生かしながら、人がにぎわう何らかの仕掛けを今後検討して参りたいと考えております。ご提案いただいた駅前にぎわい広場から生涯学習館まで、点と点を結ぶ仕掛けも必要だと考えているところです。

平成26年度には、北陸新幹線も金沢まで開業されますが、そういった意味でも福井県の北の玄関口としてふさわしい駅前、にぎわいのある駅前、生涯学習館まで歩きたくなるようなまちづくりを検討して参りますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（向山信博君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 今のお話ですと、やはり道といいますか、もともとこのまちができてきた途中にその道というのがあると思うのですが、やはり、昔からその道を使って暮らしてきた人々、そういう人たちがそこに暮らして生きてきたという、そういうことにスポットを当てるとするのは、大変にいいことだと思いますし、是非それを進めていただきたいなと思っております。

図書館と、例えば今の2階にある文化財の施設ですが、そういうことが1階と2階という、たった1階と2階ということだけなんです、やっぱりそこには大きな隔たりというものがある、どんなところでも、2階ではなかなか、2階につくられているところにはなかなか行かない、やっぱり1階の方に主に行くという、そういうのがあると思うんですが、それをつなげる意味でも、2階の方には、ただ、昔、古代に出てきたそういうものだけを置くというのではなくて、今まで、これまでの金津、また芦原、そういうところの歴史とか、そういうものを1階の図書室と2階の文化センターでつないで、2階、1階を行ったり来たりできるような、そういう作り方というのが、やはり望ましいのではないかなという気はいたします。

子供たちがやはり、自分たちのルーツといいますか、それは大人も含めてですが、楽しみながら学べる、そういう施設になってもらえたらいいなというのは思っております。

それから、三つ目の質問のデマンド交通施策についてですが、たまたま先日、テレビを見ていましたら、三重県の玉木町というところが、東京大学が開発したオンデマンド交通システムというのを利用していると。それが、たまたまそのときは無料だということを言っていました。ちょっと興味がありまして、ホームページを開いてみました。そうしましたら、そこに書かれてあったことは、「現在、コミュニティバスを導入している自治体の99.9%が赤字運営となっている。この現状から利用者の利便性を高めて、運行に係るコストを低くすることができるというシステムを開発中である」というのを見つけました。ただ、無料というのは、ただいま何か実験中らしいです。それで、無料ということでした。これが本格的にいくようになりますと、有料になるということです。この今までとは全く違うデマンド方式、これはオンデマンドですね、方式なんです、こういうことを調査研究して、取り入れるつもりはないか、そのことについて、お聞きしたいと思います。今、福井県では高浜町がそれを取り入れているということです。それは、県との共同開発ということを知っています。私も詳しいことはわからないので、これからのことだと思うんですが、そういうことについて、お尋ねしたいと思います。

お答えください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市民福祉部理事、岡崎新右衛門君。

市民福祉部理事（岡崎新右衛門君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、東京大学が開発したオンデマンド交通システムについては、

IT技術を活用した新しい運行管理システムとして、先進自治体において導入が進められております。

一番のメリットとしては、複数の自治体でのサーバー共有によるシステム導入費用やランニングコストが大幅に削減されることが挙げられております。

しかしながら、基本的なシステム内容については、既存のタクシー事業者の予約運行管理システムに準じたものと考えられ、一部自治体においては、利用を取りやめたケースもあると聞いております。

あわら市においては、現在、利用者の利便性や乗合率の向上を図るため、共同予約・配車センターを設置することを考えておりますが、できる限り初期投資を抑え、既存のタクシー事業者の予約システムやノウハウを活用する方法を検討しております。

議員ご提案の新システム導入については、実施後の利用者数や広域的な動向等も見きわめながら、今後とも慎重に検討を重ねていきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 先ほどからデマンド交通については、何人かの方が質問されておりましたし、中身については、それである程度理解はしております。ただ、こういうシステムがあって、料金よりも経費、そういうのが何か安くなるということだったので、この市にとって、研究する必要があるのではないかなと思いました。それで提案させていただきました。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

牧田孝男君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 13番、牧田、通告順に従って、一般質問をさせていただきます。

通告のタイトルはエルディの2階利活用、埋蔵文化センターのことなんですけれども、たまたま前の質問者、卯目議員の中で、ちょっとやりとりがあったので、ダブルしてしまうかなと思いつつも思っていることの質問を再度させていただきたいというふうに思います。

あわら市は、エルディを今年買ったわけなんですけれども、その利活用に関して、1階を図書館にする、それから2階を埋蔵文化センターにするということを決めて発表しております。あわら市に住む者として、この2階を埋蔵文化センターにすることによって、このあわら市内のいろんな場所から発掘されたもの、あるいは、歴史的に価値のあるものが展示され、そして、我々が市の歴史を我々自身の目で見ること

とができるようになるということは、我々、これは子供たちを含めた我々あわら市民ということですが、このまちに対する愛着を一層深めるだろうという、そういう意味において、大変にいいことだというふうに思っております。

何回か前の議会の一般質問でも言ったような気がしますが、私自身、今までに視察研修のために訪れた市町村で、印象に残っているところというのは、大抵、埋文、あるいは歴史コーナーというものを持っているところだったという印象があります。あるいは、ここ数年、私は、市内の隠れた歴史的魅力をいろいろ教わる機会が多かったわけですが、教わるにつれて、その公開や展示の必要性というのをひしひしと感じております。その意味で、この埋蔵文化センター、仮称、生涯学習館というふうに、今のところ言うているらしいですが、これはまちの歴史文化の発信源にするという、そういう意気込みでつくってほしいと思っているわけであり、先月、11月ですけれども、先月11月に総務文教常任委員会が視察に行ったところ、倉敷市と、それから朝来市、委員会がこの二つの埋蔵文化センターに行って、そこで、幾つかの魅力的なしかけがしてあったというふうに、私は聞いております。

そして、この埋文、あるいは1階の図書館も含めてなんですけれども、その素案というのが出てきたのが9月議会だったと思います。その素案の中で、埋蔵文化財の展示には、空気調整などのメンテナンスにそのランニングコストに大変費用がかかるというような説明があったんだけど、いろんなところで聞いてみると、空気調整が必要なのは、絵画や書のたぐいで、土器などの展示などに空調は必要ないという意見があったとも聞いております。いろんな意見が今あるわけですが、どういう箱物にするかということ。これについて、先ほど市長も、今、基本計画をやっている最中だというような話をしておりましたが、学識経験者なども含めている相談しながら計画案を進行させていることと思いますが、とにかく、埋蔵文化センターというのは、心がいやされる空間になるということがとっても大切であるというふうに思っております。

今の時点で、市がハード面、それからソフト面、ソフト面というのは人材育成ということなんですけれども、そういう面でどういうふうな構想を抱いているのかを説明していただきたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) 牧田議員のご質問にお答えいたします。

旧金津ショッピングセンターエルディの利活用につきましては、卯目議員のご質問に対しまして市長からご答弁申し上げましたとおり、生涯学習館として整備をしていく予定であり、1階には図書館、2階には文化財の展示施設を配置することで、基本設計に着手をいたしたところでございます。

ご質問の文化財の展示方法でございますが、面積としては、約500平方メートル

ルほどのスペースがございますので、展示部門では、重要文化財級の特別展示のほか、一般展示、収蔵展示及びロビー展示とし、テーマ性を加味した内容を考えております。

あわせまして、体験コーナーとして、勾玉づくりや火起こしなどの体験ができるスペースを取り入れることなども検討いたしているところでございます。

展示構想につきましては、「飾る」、「つくる」、「暮らす」などのテーマ展示に加えまして、原始、古代、中世、近世の通史展示を考えているところでございます。

また、スポット的な展示といたしましては、金津祭りの本陣飾り物や越前瓦のほか、たたらなどの製鉄や須恵器窯の生産遺跡の展示をも考えているところでございます。

今ほど申し上げましたのは、あくまでも現時点での考え方でございます。今後、基本設計を進めていく中で、何をどのくらい展示していくかにつきましては、協議しながら検討して参りたいと考えております。

なお、現在保有する文化財のすべてを展示することが最善ではなく、その時々文化財を入れかえて展示する手法もあると考えております。

また、動きのある展示や見て興味がわくような展示、昔の暮らしが想像できるような展示なども含め、今後は、専門家の意見を聞きながら整備して参りたいと考えているところでございます。

これまで、常任委員会や全員協議会でも申し上げて参りましたが、基本設計を進める中で、議会や区長会等に報告、説明をさせていただきながら、ご意見をお伺いする予定でございますので、ご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 今、教育部長の方から概略の説明をいただきました。

初めに、本陣飾りの話も出てきましたが、僕が何年前か地区の本陣飾りをしていたところに、五、六人の集団が来たんです。一生懸命飾り物をつくっているところへ集団で来て、じっと見ているんです。その人らは「ここで何をつくっているんですか」ということを聞くもんで、これはこれこれこういうものをつくってるんやという、そういう答えをして、なおかつ、「どこから来なさったんや」と聞いたら、「岐阜県から来た」ということ、そういう答えが返ってきました。つまり、岐阜の方でも旧金津町の祭りの本陣飾りというのが、うわさになっているようなところがあるということで、確かに、先ほど卯目議員が言ったように、この金津祭りの中での本陣飾りの占める位置というのは、高いものであって、是非ともそういう形で展示していただきたいと思えます。ただ、1階がいいか、2階がいいかということについては、僕にはよくわかりませんが、そういう部分も入れ込んでいきたいなというふうに思っております。

それから、この本陣飾りのことは別として、今、設計者の方に外部委託してやっているということなんですけれども、テーマ性を加味している。それから、瓦館と

か、その辺のものを展示する。そして、文化財を固定的にとらえるのではなくて、時々変えるという、そういうことを今話してました。

お聞きしたいことの一つは、そういう意見というのも、確かにそれはそれでいいわけですが、インターネットなんかで調べてみると、こういう埋文センターのやり方というのが、一般的にそういうものが多いということもあると思います。先ほども申しましたように、この生涯学習館、埋文センターをこのあわら市の歴史的文化の発信源とするということは、あわら市の固有のもの、あわら市独特のもの、その独自性を十分に発揮していただきたいなというふうに思うわけですが、例えば、先ほど、首飾りを製作体験するということかな、何かそういうような話がありました。今の埋文センターというのは、いろんな土地を開発する。開発すればそこから、例えば土器なんかが発掘される。そして、埋文センターでは、その土器を修復することに時間が追われていて、それに追われ過ぎて、その次の段階になかなか進めないというような話も聞いたことがあります。

だから、例えば、その共通体験、郷土体験をするということは、そういうところに閉じ込めるということよりも、展示場というか、広場というか、そういうところに出してきて、市民の人に来てもらってつくってもらおう。あるいは、労働としてつくってもらわなくて、そういうことを体験することによって、喜びを感じてもらおう。つまり、自分の体で、このあわら市にはこういうものを出している時代があったんだとかいうことを頭じゃなく、体で理解してもらおうという、そういうことがとても大切なんじゃないかなと思う。そして、そういう体験というものが、特に、子供たちがそういうことを体験することは、将来、このあわら市を出ていっても、またこのあわら市を思い出すときに、一つの大きな、思い出すときの起爆剤になるんじゃないかなという感じがします。

それから、この歴史を振り返る、歴史を思い出すということは、実は時間的な流れだけではなくて、空間的な広がりというものも必要だと思うのです。言いたいことは、例えば、何かいろんなものが出土された場合に、その出土品自体とそれからその出土品というのが、いつの時代にこのあわら市のどこで発見されたものか、発掘されたものかということ両面から知ることができるようなもの。つまり、年表的な歴史の流れと、そして、地理的なものというかな。例えば、古代のあわら市はこんなんやったんやとか、こういうような地形をしていたんやとか、そして、中世にはこうなってきた、そして、ここに置いてあるこれはここで発掘されたものやとかいうものを展示できるような、そういうような形に是非ともしてほしいと思うわけですが、けれども、先ほど僕があわら市独特のもの、固有のもの、そういうものを出してほしいというふうに申し上げたわけですが、辻部長は、今、例えば、今までに発掘されたものを展示すると言う場合に念頭に置いているものとして、例えばどういうものがあるのでしょうか。例えば何時代の何とか、そういうことをもう少し細かく説明していただきたいなというふうに思います。

2回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) 今ほど議員の方では、どういったものを展示していくのかといったご質問かと思えます。例えばでございますが、あわら市における縄文時代のものにつきましては、貝塚関係が特に多うございます。大鳥居神社の方にも貝塚ございますし、また、あわらの方では、井江葎の方にも貝塚ございますし、舟津の方にも貝塚関係があります。そうした、貝塚関係とか、石器、土器などが縄文式の、縄文時代では言えるかと思えますし、また、弥生時代から古墳時代につきましては、古墳関係は大変多うございますので、そこから出土しました土器とか出土品を、また、古代から中世にかけては、荘園や信仰関係、たたら関係、また、中世から近世にかけては、溝江館跡からの出土品とか、宿場町であったこと、また北陸街道など、多数の歴史的なものがありますので、ジオラマとか、古い地図が展示できると思っております。また、展示だけでなく、展示にかかわるようなフォーラムとかシンポジウムなども3階のところを使いながら開催などもできると思えますし、そうしたところには、出土品であれば、当然どこから出土したものとか、どこから出たというようなこともお示しできるかと思っております。

それから、出土品をそれぞれ組み合わせる、そうしたことも体験メニューにできないかというようなことではございましたが、出土品の出たものにつきましては、一応、研究対象になるものが多々あるかと思えますが、そうしたものと、また、たくさんの中からそうしたものということで、また区別しながら、体験メニューに加えていくことも大切かなと思っておりますので、そうしたことにつきましては検討させていただきたいと存じます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 今の、辻部長のお答えの中で、初めに貝塚の話が出てきましたけれども、金津小学校の横にあるので、昔からなじみの深いところです。僕は、何年前やったか、自分が金津小学校の方のPTAの会長をやっていたときに、当時の校長の方から、その貝塚を県の文化財というのかな、そういうのに指定する申請書を出している最中やというようなことを聞いていたんですけども、それは結果的に指定されなかったらしいです。だけれども、今、森林センターの方に、今は置いてあるのかどうかわからないけれども、前にそのレプリカみたいなものはつくられて置いていたのを覚えております。

だから、再度そういうものが、また文化財の指定を受けることができないかどうかということも含めて、あるいは、そういうようなレプリカをそういうところに置いておくのではなくて、やっぱり、こういうところに、市民の目に見えるようなところに引き出していくということがとても大切じゃないかなと思っております。

それと、あと、そういう出土品が何であるかどうかということも大事なんですけども、説明者というのかな、その辺、つまり、ソフト面でそういうものが必要じ

ゃないかと、そういうふうに思うのは、おとといの土曜日に坂井市丸岡町の高椋公民館というところへ行っただけです。それは、なぜかという、そこで講演会が開かれてました。その講演会のタイトルというのが、丸岡町で律令時代に出土された木簡についてという講演会を聞いたわけなんです。そのとき、講演者が非常に大きなOHPというのかな、そういうもので指し示しながら、ここでこういうものがとれたとか、木簡の断片なんかをデジタルカメラで撮ったやつなんかをずっと説明していて、僕はその話を聞きながら、こういうふうにして、古代の人の生活とか、あるいは、何か物語みたいなのがつくられていくし、あるいは、それがその地域の売りになっていくんだなというようなことを感じたわけですが、ただ単に物を置いておくことだけではなくて、それをその流れを説明できるような、そういう人材を育成していく、あるいは、その会場に張りつけるとかということも含めて、そういうことが大切なのではないかなということを感じました。

そして、これが一番、僕、肝要だと思うんですけども、初めにも心が安らぐという言葉を出しましたけれども、やっぱり夢を持たせるといえるのか、この前、総務文教委員会が行った、倉敷やったかな、そこは子供未来何とかといういろんな施設やったという話も聞いていますけども、要は、子供たちがそこに行って、そういうものを見て、自分の夢を感じることができるよう、そういう施設に是非ともしてほしいというふうに思いますが、最後に、子供たちのことについての、そういう思いに対して、どうでしょうか。もう一言、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) 牧田議員のおっしゃること、多々わかりますし、共感する部分も多々あるわけでございます。あわら市には、これまで地震とか、大火などで、結構多くのものが焼失した部分もございますけども、各地から出土しています先人の生活道具とか、旧家に保存されている数々の古文書とか、宗教関係の文化財などもかなり、資料に恵まれておまして、これが、今まではなかなか展示をするようなことも少なかったわけでございますが、今後は、こうした生涯学習館におきまして、展示されるということでございますので、その発掘に携わっておられます文化財保護委員の方とか、また歴史に興味を持っている方々もたくさんおられるわけでございますので、そうした方々が、そうした展示の説明に当たったり、子供さんがとか、来られた場合には、当番でそういったことに当たられたりしまして、ただ展示をするだけでなく、そうしたことも必要な部分かと思っております。まさに、ふるさとを愛することはふるさとを知ることから始まるというほどに思うわけございまして、昔の言葉に温故知新というような言葉もございまして、古きをたずねるのは新しさを知るためでございます。これらの展示を見ていただき、郷土に関する目を新たにされるとともに、よりよいまちづくりのためのよりどころとして、ご利用していただくような施設になればなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) はい、ありがとうございました。今、基本計画、それから実施計画、そして施工と進んでいくんだらうと思います。特例債の期限もありますから、時間が十分にあるというものではないにしても、決まっていく過程をできるだけオープンにして、そして、市民に、あるいは我々議員に過不足なく伝えていき、そして、いろんな忌憚のない意見を受けとめながら前進してほしいというふうに思っております。繰り返しになりますが、こういう施設というのが多分あわら市では初めてじゃないかと思うので、慎重に審議をしながら、なおかつ、このあわら市という独自性をちゃんと打ち出すような施設ができることを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

北島 登君

議長(向山信博君) 続きまして、通告順に従い、9番、北島 登君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 通告順に従いまして、9番、真政会、北島 登の一般質問を行います。

学校給食を、現在の金津地区の自校方式からセンター方式へ変更する説明会が開催された時のことです。

ご父兄の方々が「もうセンターになるって決まっている」、「何言っても聞いてもらえんのやろ」と言われていたのが印象的でございます。ご父兄の声にならない声を拾っていただきたく、幾度となく、市に対してアンケートを実施すべきと述べて参りました。アンケートは実施されぬまま、給食センター建設予定地購入予算が11月2日、本会議で議案化されました。私は思い出の多い自校方式給食は、食育のみならず、教育効果は絶大と、反対討論、採決に挑みましたが、力及ばず可決、何に重きを置くかでの採決結果だと思っております。14対3、給食の教育的見地が財政的見地に敗れたと感じた瞬間でした。議会の総意に従うのが当然ですが、次世代のあわら市を担う子供たちのための教育に、旧芦原地区を含め、あわら市全体での自校方式という、給食の形を残してあげたいと、今も思っているところです。

では、質問に入らせていただきます。給食のあり方、給食センター化についてです。新センターの整備計画では、3,000食を賄うことにより、冷凍食品や加工食品の割合が増えてしまうように思えてなりません。現在の冷凍食品や、加工食品の割合と、今後の減らしていく目標について、お伺いしたいと思います。

次に、新センターが完成しても、一部の地域の学校に関しては、完全給食を行っているということもあり、設備が使える間は、自校方式のまま維持することができ

るとの決定のようですが、その決定の基準はどのようなものであったのかお伺いしたいと思います。

1 回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) 北島議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校給食における冷凍食品につきましては、自校式の学校におきましても給食センターにおきましても、コロッケやフライなどに加工された冷凍食品を使用しております。11月分の主食及び牛乳以外の冷凍食材の割合を調査いたしましたところ、給食センターでは、給食を実施いたしました19日間で、282食材のうち27品が冷凍食材を使用しており、約9.5%の使用率となっております。また、自校式の金津小学校におきまして、給食を実施いたしました20日間で調査をいたしましたところ、301食材のうち32品目が冷凍食材を使用しており、約10.6%の使用率となっております。給食センターへ移行した場合、「食数が増えることにより、冷凍食品の使用割合も増えてくるのではないか」とのご指摘でございますが、現在、給食センター及び自校式の各学校では、焼き物機はございません。また、蒸し器を保有しているのは金津中学校のみとなっていることから、市内の学校給食のメニューは、揚げ物及び煮物が中心となっております。

しかしながら、新たに建設する給食センターにおきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、衛生的に手づくりができるスペースを設けるとともに、蒸し物や焼き物が可能な調理器具を導入する計画でございます。この結果、メニュー数も格段に増え、あわせて、冷凍食品の使用割合も減ってくることになると考えております。いずれにいたしましても、給食センター整備に当たりましては、学校給食衛生管理基準に基づき、できる限り手づくりで、安全な美味しい給食が提供できるように計画を進めて参りたいと考えております。

次に、自校式の継続についてのご質問でございますが、総務文教常任委員会協議会の中で、「現在、完全給食が行われ、自校式の継続を希望する場合は、どのような対応をするのか」とのご質問がございましたが、PTAと協議の上、検討いたしますが、現段階では、全校が給食センターへ移行する計画で進めさせていただきます、という答弁をさせていただいております。したがって、自校式の継続はまだ決定しているものではございませんし、その基準を設けているわけでもございません。いずれにいたしましても、仮に完全給食が実施されている学校におきまして、自校式給食の継続希望があれば、設備老朽化の進行状況や、施設が学校給食衛生管理基準に適合していないことを十分に説明した上で、給食センターへの移行に向けて協議して参りたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 今ほど、焼き物の機械もあるのになと思っていたところ、新し

い施設ではそれを導入するというのを聞きましたんで、また、焼き魚とかそういった、今までできなかったこともできるようになってくるのかなというふうに感じました。

それでは、次の質問をさせていただきます。

学校給食といいますと、「生きた教材」と言われております。生きた教材を活用することができて、食育の推進委員の観点から、学校栄養職員、調理員が子供たちと直接話をし、現場、生の声を聞くことが重要と考えます。また、子供たちとの触れ合いは、調理員のより一層の調理意欲の高揚へとつながっていくと思います。そういったことは、自校方式給食では日々行うことができたし、身近に感じられたわけですが、センター方式給食の場合は、どのような方策でそのことがなし遂げることができるのか、お伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) 給食をつくられている給食の方々と子供たちとの触れ合いについてでございますが、新しい給食センターにおきましては見学施設、2階の方から見ていただくことも考えております。そうした、子供たちが来られたときに、給食の方々とお話しするような機会も設けていきたいなとも考えておりますし、また、給食を担当する方々に、なかなか時間的なこともあるかと思いますが、学校の方に出向いて、そうした給食のおいしかったとか、地元のものでこういったものをつくったんだが、どうだろうかといったようなことも聞くというようなことも考えていきたいと考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 今年だと、今年の8月の後半だと思うんですけど、県が事業で学校給食のコンテスト、子供たちの豊かな想像と、それから栄養士の力によって、各学校の給食の作品をつくっていくわけなんですけど、そういったコンテストが開かれていて、非常にうらやましいなというふうに感じております。そういったことが、自校方式だったら、意外と密接に取り組んでいけるのかなという気はしますけど、センター方式ではなかなか難しいのかなというふうに感じております。そういったところも、更なる努力でうまいことつないでいただくといいますが、そういった取り組みを進めていただくようなこともやっていただけたらありがたいなというふうに思っております。

では、食味というか、味の問題なんですけど、自校方式はできたてで、温かく、食感も損なわれないおいしい給食が提供できる。そのことによって、残量、残菜量、要は残しも少ないと聞いております。センター方式は、給食を各学校に配送しなければならないと。そのことから、前倒し、前倒しの調理により、早目につくり上げることから、温かい給食、冷たい給食の提供がちょっと難しく、そのために食感が変わったり、仮にめんが伸びてしまったりとか、そういったことによって残菜量、

要は残しが多くなるというデメリットが指摘されております。

現在の自校方式とセンター方式での食べ残しの割合はどのようになっていますか。お伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) 食べ残しの状況はということでございますが、センターにおきましては、今、副食につきましては、それぞれ缶に入れたものを各教室で取り分けをしておりますし、また、ご飯につきましては、お弁当箱の方式でさせていただきます。それで、そのお弁当箱の分量が自分よりも少し多く感じた場合は残るというようなことも聞いておりますが、そうした副食の方については、ほとんどないようにも聞いております。また、自校式につきましても、議員ご指摘のとおり、ほとんどないようにも聞いております。

そういうことで、今度の新給食センターにおきましても、調理してからコンテナに入れまして、15分以内に各学校、遠方でありますと、予定しております給食センターの候補地から吉崎小学校、また新郷小学校、金津東小学校が遠くなるわけでございますが、それぞれ、距離をはかりましても15分以内で行けるといようなことが出ておりますので、つくられたものが冷めて、めんが伸びてしまったものとか、また、そういったことはないようにしていきたいと思っておりますし。保管用の食缶につきましても、今、吟味をしながらさせていただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 9番、北島 登。

「食べることは生きること」と。栄養バランスを考えてつくられている給食は残さず完食して、初めて意味をなすと考えています。

先ほどの割合ですと、ご飯が多いとか、その分、ご飯ですと150グラムで252キロカロリーぐらいですか。その分を汁ものにかえれば、当然のことながら、残りも少なくなったり、いろいろなそういったことを栄養士さんはされていかれるのかなというふうなことで受けとめまして、先ほどの質問は答えさせていただきます。

それでは、例えば、これでは余りないんでしょうけど、その体質的にいいかどうかといいますと、これも決していいとは言いきれないことなんですけど、セレクト給食ですとか、バイキング給食ということが行われている地域もあつたりします。福井県ではないんですけど。そういったことのお考えはありますか。

また、センター方式の給食の状況でも可能でしょうか。お伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) セレクト給食、バイキングはどうかといったようなご質問でございますが、こうした方法、ランチルームが備えているところであれば、非常にやりやすいわけでございますが、先ほど議員の方からもお話ありましたとおり、

やはり、食に親しんでいただいたり、食に感謝をするというようなことで、給食祭りというようなことも行われていることもあるようでございますので、そうした方法も検討していきたいなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 先ほど15分で大体配送が完了するということなんで、これといった問題ではないのかなとは思いますが、食中毒の危険は経過時間で加速度的に増加します。安全面から考えますと、食中毒や事故など発生した場合、被害を一つの学校、最小限度に抑えることができるのは自校方式給食だと考えます。

その逆に、センター方式給食の場合は、大きいロットで給食をつくることから、一たん食中毒や事故などが発生させた暁には、大型食中毒に至ることは避けられません。大型食中毒を起こせば、それに対する病院や医師の対応も追いつかず、命の危険にさらされます。そのことについてのリスクマネジメントは、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) 議員ご指摘のとおり、そうした食中毒などの事故が一番怖いわけございまして、そうした状況が起こらないことにするのが行政の責務かと考えております。それで、現在の自校式の給食室、また、センター施設もそうございまして、先ほどから申しましておりまして、施設自体が学校給食衛生管理基準に適合してない部分もありますのが現状でございまして、これを改善するために、新給食センターを建設するわけございまして、そうした衛生面においては、完全に防いでいくような状態で建設を考えておりますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 更なる努力をしていただきたいわけなんですけど、例えば、腸炎ピブリオ菌を例に例えますと、8分で倍になります。8分ごとに2倍が増えていく。80分後には1,000倍、160分後には100万倍になっています。ですから、更なる搬送、そして、短時間で食すという形で、そういったことを子供の食べていただく時間は変わらないんで、その搬送経路、それから、そういう計画をしっかり練っていただいて、やっていただかなきゃいけないなというふうに感じております。

それでは、センター方式給食の仕入れ、大ロット化は地産地消を行うのに無理が生じるという声があります。そのことについて、市として取り組みはどのようにやっていけば、その地産地消をクリアできるのかお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長（辻 博信君） センターの方ではなかなか難しいというようなことですが、それは極力メニューをかえるといいますか、小学校のメニューと中学校のメニュー、特に副食の主なものをかえることによって、あとの汁物とか、ご飯ものについてはかえずに、主食のおかずだけはかえると、肉から魚にするとか、そういったもので対応をしていきたいと思います。3,000食となると、結構な大量のものになりますので、そうした工夫が必要かと思います。極力、地元のものを使うというようなことで、生産者の方も給食センターに納めていただくのに適したものをつくっていただくようなご努力を、給食センターの栄養士と話し合うような機会というんですか、そうしたことも設けながら、極力、地元でとれたものを給食にして提供していくというようなことも十分、今、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） あわら市に維持しているお金を外に放出する必要はないので、できる限りの地産地消をお願いいたします。

給食も教育の一部です。アレルギーのあるなしで、子供たちが排除されないようにすることが、とても大事なことだと思っております。また、あわら市としては、食物アレルギーを持った児童・生徒に対して、きめ細かな対応が図られるべきだと考えております。あわら市としては、今、現在どのような対応をされているのでしょうか。お伺ひしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 教育部長、辻 博信君。

教育部長（辻 博信君） 食物アレルギーにつきましては、児童・生徒の個人の体質によりまして、いろいろあるようには聞いておりますが、給食センター管内ではほとんどないように聞いてはおりますが、金津地区の自校方式の中でおきましては、その子供さんに合わせまして、そうしたものを提供しているように聞いております。卵とか、そば粉とか、いろんなものが考えられるわけですが、新給食センターにおきましては、それらに対応できるように考えていきたいなと思っております。特に、米原の方も参考にさせていただきましたが、あそこにつきましては、1人、2人の調理師の方が専門に当たられまして、ほかの子供と同様に給食を召し上がっていただくように、しかも、その子供の体質に応じたものをというようなことでさせてもらっておりますが、万一、それもできない場合は、あらかじめメニューというのが事前に分けさせていただいておりますので、親御さんの方にご通知申し上げ、この日につきましてはお弁当だけお願ひするとか、そういったことの配慮もされているようにお聞きしておりますので、それらも参考にしながら、アレルギー体質の児童・生徒の子供さんには対応して参りたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 今ほどお聞きしますと、除去食だなというふうに感じました。そういった対応もいいんでしょうけど、先ほど言ったように、小学校、中学校によって、2品代えて、副食の2品のうちから選択することができるような方策をとるというのも、先ほど小学校と中学校で分けることができたんなら、ということも考えられるのかなというふうに思っておりますんで、また、何がいいかということもまた別ですので、よくよく検討ください。お願いいたします。

それでは、放射能のサンプリング調査についてお伺いします。

放射能物質の影響が大人の2倍から3倍受けてしまう子供たちは、あわら市としては、十分なる注意を払って給食の安全性について、配慮がなされていると思っております。どのような対策を講じてられるのか、お伺いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 教育部長、辻 博信君。

教育部長（辻 博信君） 放射能の問題につきましては、先般も委員会のときに、牛肉の使用というようなことについて、ご報告させていただきました。特に、県の方からもこうしたものの調査をというときには、あわせまして食材の中からそうしたものが使われてないかの調査をさせていただきましたが、やはり、積極的にと申しますか、県の方からこうしたものの調査とかいった場合にしかなかないことがあるかと思えます。特に吟味いたしておりますのが、放射能の汚染地から来る食材がないかどうかとか、そういったものについては、栄養士等が吟味をいただいているところです。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 今ほどのお話ですと、後から気づいて、意外と何ともなかったで終わってしまっているという状況でございます。これって、決して防げている状況ではないというふうに考えております。その中で、先ほど産地を限定したような言い方で、そういった形の対応は、栄養士の方でされているであろうということでございました。そうするならば、またカレールーとかそういったものの加工食品、そういったものというのは、産地限定できないですね。そういったものをきちっと調べるということは、やっぱり、しょうとは、市は考えないんですかね。その点お願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 教育部長、辻 博信君。

教育部長（辻 博信君） カレールーのお話が出ましたが、一応、安全なものとして、通常販売されているというふうなこととか、また、給食の方に適応されている、納品されていると申しますか、そうしたものが安全であるかどうかというのは、栄養士の方で確認するわけですが、その場合には、やはり安全であるといったようなことで、調理に供するということになるかと思えますので、危険であるというものを使うことはあり得ないと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 今、栄養士の方で安全であるということを確認するって、どういふふうに確認するかを教えてくださいたいんですけど、そこが知りたいです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) 食材を業者の方から納入される場合には、まず検収というようにことでさせていただいております。その業者から納めたものがどういったものが納められているか、また、数についてもそうですし、品物の性質、状況等も判断させていただいているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 放射能といいますと、目に見える状況でもないですし、変化も非常にわかりにくい、後から気づいてしまっているパターンがほとんどで、内部被曝という状況がほとんどでございます。そのことを調べられる方法といいますと、シンチレーションサーベイメーターというものがあります。それというのは放射線測定器、食品放射能汚染検査測定、当然日本語の説明書もついております。それは高いものから安いものまであるわけでございますけど、高いものと、文科省が都道府県ベースで、給食食材の放射線量の検査機を購入する場合に、その場合は、経費の半額程度を助成する方針を決めております。なおかつ、安価な安いものであるならば、22万7,000円でインターネット上でも販売させていただいております。これは、基準がどこまで精度が厳しく保っているかどうかはわかりませんが、そこで、お伺いいたします。この測定機を購入するお考えがあるのかなのか、教育長、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 今、議員ご指摘の放射能測定機の件でございますが、放射能、これを全部疑えば、福井県産の品物も危ないんじゃないかということで、本当に食べる者は、信じていかないと食べられなくなってしまうということになるかと思っております。今現在、放射能汚染されています福島県やその近隣のところでは、いわゆる出荷する品物、製品に自主検査をかけて、安全であるというものを出荷しております。ですから、それがもう信じられなくなってしまうということになるかと思っております。それで、また近隣の東京都あたりではまだ近いので、心配だから自主的に設置しようというようなことを検討しているようでございますが、現在の今、この福井県では、そこまでやるということは、風評被害を広げるという形にもとれますので、現時点では検討させていただくというふうにお答えさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 確かに、福島からかなり離れた距離でございます。しかしながら、愛知県の何市だったかな、岡崎市だったかなんかは、40マイクロシーベルトですか、それが国の基準ですけど、それよりもより厳しい基準を設けて、そういった対応に当たっております。風評被害とおっしゃいましたけど、これ、僕の考えから言いますと、先ほど言ったように、成人男性とか、それからある程度お年を召された方だったら、大した問題はないんです。子供さんですと、大人の2倍から3倍早く進行するということを強く言っておきます。そういう親御さんの気持ちに立っていただきたい。そして、そういった心配をぬぐい去っていただきたいから、こういった質問をさせていただいております。

その点につきまして、ご意見がありましたら、どうぞ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 教育長、寺井靖高君。

教育長（寺井靖高君） 確かに、いろいろな報道を聞きますと、心配はあるかと思えます。でも、今ほど申し上げましたように、福井県内、そうしますとすべての市町がそれをするという形になるかと思えます。ですから、学校給食はセンターの栄養士に聞きますと、産地も確認していますし、生産者の顔が見えるものを採用させていただいていると。今、議員ご指摘のように、カレーのルーには、そんなのわからないのやないかというようなこともあります。それもきちっとそれぞれの大きな会社はその製品をつくるに当たって、責任を持ってそれぞれつくっていると。それらを信頼していかないと、世の中すべて疑っていくというような形に進むかと思えます。ですので、ご父兄の心配はごもっともでございますが、今、給食実施に当たっては、それぞれの産地、生産者の見えるもの、また製品の中身をチェックしながら、現場は採用しているというふうには伺っていますので、それを信じていくというところで、今後、そういう被害があちらでもこちらでも出てくるようであれば、購入について検討するというところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 最後にちょっとご紹介させていただきたいと思うんですけど、僕、給食自校方式をずっと願っていたわけなんですけど、それはなぜかといいますと、もともと、教育委員会の給食検討委員会の見解では、両論ありきで、最初のうちは、自校方式、センター方式、その昔の地域のまま継続という形だったんです。その中で、やはり、特に金津小学校などでいいますと、補食給食、そういったことがやっぱりネックになっている、そして、設備的にドライ方式でない、エアカーテンがない、そういった設備の対応を各学校にするのには、すごく財政的にお金がかかり過ぎるという兼ね合いから、センター一元化に向かっていったように感じているんです。その中で、例えば、すごいおもしろいなと思ったのが、滋賀県の竜王町なんですけど、ここなんかも炊飯器米飯、よくご飯炊くスペースがないんじゃないかってよく教育委員会からの返答が返ってきていたわけなんですけど、炊飯器米飯

を実施しております。各小中学校、約90個の炊飯器にスイッチを入れて、一気に炊いているわけですが、これってというのは、地元の米をできるだけおいしく、おいしい状態で食べてほしいという声から実った施策でございます。高知県の南国市が最初にやっているのですが、そこを見習ってやって、残飯が減り、加工料が不要になったり、それから、バットというんですか、入れ物から入れ物に移す手間もなくなって、なおかつ年間330万の節約ができています。ご飯のおいしさはもちろんのこと、手間やコストの面からも圧倒的に炊飯器がいいと。それが、農林水産省も推奨しているということがありました。本当に、今、大卒というのを、センター方式の走りは、もう決まっているんであれですけど、いろいろな知恵を出したり、いろいろな思いの中からはいいことというのは、きっと生まれてくると思うんですよ。そういった更なる努力をお願いいたします。

最後にもう一点質問させていただきます。センター方式のメリットを並べるだけをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 教育部長、辻 博信君。

教育部長(辻 博信君) 給食センターのメリットを並べるだけ並べよというようなことでございますが、まず、先ほどから申し上げますとおり、施設自体が学校給食衛生管理基準に現在は余り適応してない分が多いわけですが、今回の新給食センターにつきましては、こうした学校給食衛生管理基準に該当するというようなことが一番大きいメリットがあると考えております。

それから、2番目にはこれは最初のイニシャルコストが結構かかるわけですが、ランニングコストにおいても、かなり抑えることが可能になるのじゃないかなという思いでおります。

それから、3番目には、地産地消につきましても、現在、センターも各自校式もそれぞればらばらの状態が入ってきておりますが、それらがある程度集約された形で納入と申しますか、使用することができると考えております。

それから、4番目には、現在自校方式で調理をされている方は1名ぐらいしかおりませんが、またその時間だけ囑託で来ている方もいるわけございまして、なかなか休み等がとれないということもあるわけですが、そうしたことが、センター方式になりまして、大勢の人数の中で作業するというふうなことでの仕事の軽減化というのも図れますし、先ほどもありましたとおり、現在ですとウエット方式からドライ方式になるため、そうした怪我とか、そういったことなんかも非常に防げると考えておりますし、そうした労働環境においても、改善がされるものと考えております。

それと、先ほども申し上げましたが、給食がつくられる状況を今回は上の方から見学していただくことを考えておりますが、どのように給食ができるのかということを検収から、下処理、そして調理の状況、また、食器が戻ってきて洗浄ができる様子までつぶさに観察することができるということが一つありますし、また、市長

は食育の拠点施設になるような施設にというようなことで申しておりますので、そうしたことが食育の拠点施設として、厨房とか、また、そうした研究ができるような施設になるということは、非常に大きなものと考えております。そのほかにも多々あるかと思いますが、以上、思いつくままに述べさせていただきました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 今、お聞きしまして、以前の討論で申し上げましたお母さんの叫びが痛切にまたよみがえってきました。給食を受ける、いただく、子供さんに対するメリットというのは、それほど見えないなというふうに感じて、質問も終わります。

以上です。

散会の宣言

議長(向山信博君) 以上で一般質問を終結します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

明日から14日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、12月15日、再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後2時37分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成24年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第57回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成23年12月15日(木)

午後1時30分開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第77号 平成23年度あわら市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 議案第78号 平成23年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第79号 平成23年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議案第80号 平成23年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第81号 平成23年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第82号 平成23年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第83号 平成23年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第84号 平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第85号 あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 陳情第 1号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情
- 日程第12 発議第 5号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書
- 日程第13 議案第87号 坂井地区介護保険広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第88号 坂井地区環境衛生組合の解散について
- 日程第15 議案第89号 坂井地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第16 議案第90号 三国あわら斎苑組合の解散について
- 日程第17 議案第91号 三国あわら斎苑組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第18 議案第92号 坂井地区水道用水事務組合の解散について
- 日程第19 議案第93号 坂井地区水道用水事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第20 会期延長の件

(散 会)

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	徳丸敏郎
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	辻博信	会計管理者	高橋瑞峰
市民福祉部理事	岡崎新右衛門	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	参事	山口徹
主査	宮川豊一		

開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時30分）

会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、山田重喜君、5番、三上 薫君の両名を指名します。

議案第77号から議案第85号、陳情第1号の

委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第2から日程第11までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案については、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（向山信博君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 総務文教常任委員会審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月6日、7日の2日にわたり、市長、副市長、教育長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第77号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）をはじめ3議案と、陳情第1号について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案3件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、陳情第1号については、挙手多数で採択すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第77号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）について、所管課ごとに申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

防犯隊経費50万円は、現在いる防犯隊260名に貸与した活動服をクリーニングし、来年4月から発足する新しい防犯隊に貸与するものであります。

委員からは、折角新しく防犯隊を発足するのだから、新調してもよいのではないかと、また、新調すると幾らぐらいかかるのかとの問いがありました。

理事者からは、新調すると上下で1万円くらいかかる。活動服は最近貸与したのもあるので、まだ使えるものを厳選して再利用し、制服については新年度予算でお願いをしたいとの回答がありました。

また、来年発足する防犯隊の募集状況について問いがあり、理事者からは、公募での応募は3名で、現在、副支隊長が中心に各地で人集めを行っている。区長さんにもお願いし、集落からの推薦もお願いしながら人員の確保を行いたいとの回答がありました。

次に、教育委員会所管について申し上げます。

教育総務課所管の通学路防犯灯設置工事25万円は、県2分の1の補助事業で、金津小学校と芦原中学校の通学路にそれぞれ1カ所と4カ所にLED防犯灯を設置するものです。

委員からは、今回の防犯灯設置箇所が学校から500m以内であることについて、その基準は何か、それ以外のところにも防犯灯が必要なところもあるとの意見がありました。

理事者からは、県の歩道除雪も学校から500mとなっていることがもとになっている、それ以外のところや集落間の防犯灯は、総務課所管の集落が設置する防犯灯設置事業でお願いをしたいとの回答がありました。

次に、文化学習課所管の公民館長賃金229万9,000円の減額補正は、囑託の中央公民館長が不在となったために、その賃金を減額するものであります。

委員からは、中央公民館長は全公民館を統括する役割があり、文化学習課長が兼務したり、囑託の館長を置くのではなく、現職の館長が望ましいと思う。これからも館長を設置することはないのかとの問いがありました。

理事者からは、今年度は市や教育委員会の都合で兼務させていただいた。来年度は兼務ではなく専任の公民館長を24年度の人事異動で対応したいとの回答がありました。

次に、議案第79号、平成23年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

今回の補正予算は、場間場外の売り上げ増により3億8,000万円を追加するものですが、場間場外の売り上げが伸びても、自場での売り上げは減少しており、制度上利益はゼロである、ボート事業の撤退に伴う条例の改正については、次の3月議会でお願したいとの説明がありました。

委員からは、参考として、武生三国モーターボート競走施行組合の収支はどうなっているのかとの問いがあり、理事者からは、昨年5,000万円の基金を取り崩しており、基金残高は約20億円であるとの説明がありました。

次に、議案第85号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、平成20年の人事院勧告に基づき、職員の勤務時間について、現行の1日8時間を7時間45分に改正し、終業時刻を17時30分から17時1

5分とするものであります。

委員からは、保育士等の勤務はどうなるのかとの問いがあり、保育士は8時15分から17時まで、給食センターは8時15分から17時まで、図書館は9時45分から18時30分までの勤務時間になる。また、保育士の場合は土曜日勤務もあり、それは代休になるとの回答がありました。

次に、陳情第1号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情について、申し上げます。

このことについては、あらかじめ担当課から参考意見をいただきました。内容としては、武力攻撃などの国家緊急事態の場合、他国については非常事態宣言を出して対応しているが、我が国においても迅速かつ適切に対処するための基本法である。本年の東日本大震災では、その対応等について支障があり、この法律が成立すると、申請や許可に時間がとられず、柔軟な対応ができるようになるので、防災担当の立場からは評価するものであるとのことでした。

委員の意見には、現行法で何が不備なのかがわからない、これを制定した場合のメリット、デメリットがわからない状況にあるので、意見書を提出することはどうかというものがありません。

一方、東日本大震災の対応や主権を脅かす行為に強い姿勢を示すべきである。また、地方から強い姿勢を示すべきであるなどの意見もありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（向山信博君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 厚生経済常任委員長、山田重喜君。

4番（山田重喜君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る12月8日、9日の2日間にわたりまして、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第77号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）をはじめ7議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案7件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案77号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）について、所管課ごとに申し上げます。

まず、市民生活課所管について申し上げます。

公共交通対策費251万円は、平成24年4月1日施行のデマンド交通に係る、周知広報を図るためのポスター・パンフレット等の印刷製本費101万円及び停留所標識作成委託料150万円であります。

委員からは、停留所の標識について、交通弱者が利用するため、わかりやすく、

目立つものにしてほしい。停留所の位置を早く周知すべき。高齢者に丁寧な説明を願うとの意見がありました。

理事者からは、停留所の数は、現在の約100カ所から200カ所を超える予定である。市民にはポスター・リーフレットで周知徹底を図りたいとの回答がありました。

また、理事者からは、9月定例会で提示した骨子からの変更点の説明があり、利用料金の値下げ、利用者登録、運行時間帯、共同予約・配車センターの設置について説明がありました。

委員からはデマンド交通全体について、乗合率の向上を図るため、更なる料金体系の変更を求める意見、共同予約・配車センターについて、全体の事業者から不平不満が出ないように配車するようにとの意見、実証実験を行っていないため、1年後の見直しにこだわらず、半年程度で見直しを行ってはどうかなど、さまざまな意見がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

子ども医療費助成費570万円の追加について、委員からは、昨年の途中から助成対象者を中学3年生まで拡大している。助成額が想定より増加したのは、過度の受診が原因ではないのか、また歯科受診は増加していないのかとの問いがありました。理事者からは、本年、夏風邪の一種である手足口病が流行ったため、助成額が増額した。過度の受診が原因ではないと思う。歯科受診の増加状況は調査していない、今後、調査を検討したいとの回答でありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

農業委員会 事業用消耗品35万7,000円について、委員からは具体的な用途は何かとの問いがありました。

理事者からは、坂井北部丘陵地で賃貸借を設定した畑に対して、草刈り等の圃場管理について責任を持たせるため、耕作者を明示する看板を設置するとの回答がありました。

経営体育成基盤整備事業負担金10万円は、5月上旬の集中豪雨により施工中の畦畔法面が崩壊したため、増工が発生したためとの説明がありました。

委員からは、いくら天災であっても請負業者が負担すべきものではないのかとの問いがありました。

理事者からは、今回は、想定を大幅に超える大雨であった。発注者側の責務は、施工者側に瑕疵がないかをチェックすることである。県が発注者であり県がそのように判断した結果であるとの回答がありました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

勤労者住宅資金利子補給金57万4,000円の追加は、勤労者があわら市内で住宅を新築する、あるいは購入する場合、勤労者の福祉向上のため借入金利子の一部を補給する事業であります。

委員からは、助成件数が年々増加しているかとの問いがあり、当初予算では56

件分を計上していた。今回の補正予算は、新規15件と今後の予定5、6件分を見込んでいる、件数は、年々増加しているとの回答がありました。

委員からは、件数が年々増加すると、定住者が増えることになる。より一層の努力をお願いするとの意見がありました。

次に、議案第78号、平成23年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については特段の質疑はありませんでした。

また、議案外ではありますが、国民健康保険税改定素案について報告がありました。理事者からは、医療費の伸びを3.6%とし試算したところ、平成23年度で8,500万円、24年度で2億6,000万円、累計3億4,500万円赤字を見込んでいる。

保険財政の健全化を考え、平成25年度で赤字を出さないようにとのことで素案を試算している。改定案の内容は、所得割が現行の8.2%から11.7%に、資産割が現行の39.0%から35.0%にとの変更でありました。保険税の増収分は、1億7,100万円を見込んでおり、一般会計からの法定外繰入金も、平成24、25年度の累計で3億3,000万円を見込んでいるとの説明がありました。

委員からは、資産割を下げる必要がないのでは。また、国保会計の赤字が増えている原因は何か、との問いがありました。

理事者からは、資産だけで所得がないのに何十万円も保険税が賦課されている方がいるため、緩和が必要と考え、39.0%を35.0%へ引き下げる。あわら市は、他市に比べて資産割が高い状況であるとの回答でありました。国保会計の赤字については、当市は特に心疾患・脳疾患の入院医療費が高くなっている。来年度、医療費分析について追跡調査をする予定であるとの回答がありました。

次に、議案第80号、平成23年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第81号、平成23年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)、議案第82号、平成23年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第1号)、議案第83号、平成23年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)、議案第84号、平成23年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第1号)、以上5議案につきましては、人事異動や、人事院勧告による給与等の減額でありまして、特段の質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました案件の審査過程と結果を申し上げ、報告といたします。

議長(向山信博君) これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長(向山信博君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(向山信博君) 質疑なしと認めます。

議長(向山信博君) これから、日程第2から日程第11までの討論、採決に入ります。

議長（向山信博君） 議案第77号、平成23年度あわら市一般会計補正予算（第4号）について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第77号を採決します。

本案に対する両常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第77号は、各委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第78号、平成23年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第78号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第79号、平成23年度あわら市モーターボート競走特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第79号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第80号、平成23年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 80 号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。
したがって、議案第 80 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第 81 号、平成 23 年度あわら市水道事業会計補正予算（第 2 号）について討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。
議長（向山信博君） これより、議案第 81 号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。
したがって、議案第 81 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第 82 号、平成 23 年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。
議長（向山信博君） これより、議案第 82 号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。
したがって、議案第 82 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第 83 号、平成 23 年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）について討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。
議長（向山信博君） これより、議案第 83 号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第 8 4 号、平成 2 3 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第 1 号）について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 8 4 号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第 8 5 号、あわら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 8 5 号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 8 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 陳情第 1 号、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情について討論はありませんか。

議長（向山信博君） まず、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8 番、山川知一郎君。

8 番（山川知一郎君） ただいまの「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書採択を求める陳情についての反対の討論をいたします。

この陳情書及び提案されている意見書等を見ますと、今回の東日本の大震災、それから、福島原発事故、それから、昨年、それ以前からもありますが、北方領土、あるいは竹島、尖閣諸島等の国境における紛争、こういうものについて、緊急事態であるとして、非常事態宣言を発令するというふうなことを求めておりますが、今、申し上げました震災、原発、また国境紛争、これは全く性質の違う問題でありまして、こういう全く性質の異なる問題を同じように扱う意味、それから、現行法でこれらの問題について、どこに問題があるのかということ等は、はっ

きり示されておられません。

また、この発令を求める非常事態宣言、また緊急事態基本法の中身もはっきりいたしません。今までの世界各地での非常事態宣言というものは、多くの場合は国を揺るがすような騒乱、そういう場合に発令されておりますけれども、非常事態宣言は言うまでもなく、国民の表現の自由とか、集会の自由、あるいは、私有財産の制限、こういう日本国憲法で規定されている基本的人権を侵害するおそれがあるものであります。

こういう点について、明確に中身を限定しないで、非常事態宣言の発令を求めるということは、憲法の基本を侵すものであります。また、絶対平和主義を掲げる日本国憲法にも反するものであると言わざるを得ません。そういう点で、この緊急事態基本法制定には、強く反対するものであります。議員各位のご理解とご支持を心からお願いいたしまして、討論といたします。

議長（向山信博君） 次に、賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで、討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、陳情第1号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり採択されました。

発議第5号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第12、発議第5号、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書を議題とします。

議長（向山信博君） 本案に対する、提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 5番、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 議長のご指名がありましたので、発議第5号、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

3月11日に発生した東日本大震災における政府の対応は、当初、「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。世界の多くの国々は、今回のような大規模自然災害時には、非常事態宣言を発令し、政府主導の下に、震災救援と復興に対処しております。

また、最近では外国からの侵略や、テロ、騒乱など、自然災害以外にも国民の生

命、財産、安全を脅かす事態が発生をしております。よって、政府及び国会におかれては、緊急事態基本法を早急に制定されるよう、強く要望するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

議長（向山信博君） 本案に対する質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、討論に入ります。

議長（向山信博君） 討論はありませんか。

議長（向山信博君） まず、原案に対する反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 先ほどの反対討論と趣旨は同じであります。この求めている非常事態宣言、そのもととなる緊急事態基本法の中身は非常にあいまいでありますし、基本的人権を尊重する、それから日本の平和主義を守るといようなことはどこにも書かれておりません。そういう点では、私は、現行憲法が規定する平和主義、また、基本的人権の尊重に反するものであるということで、反対するものであります。

是非、議員各位のご理解とご賛同を心からお願いして、討論といたします。

議長（向山信博君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） これで討論を終わります。

議長（向山信博君） これより、発議第5号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立多数です。

したがって、発議第5号は、提案のとおり可決されました。

議案第 87号から議案第 93号の一括上程・提案理由説明

・総括質疑・委員会付託

議長（向山信博君） 日程第 13、議案第 87号、坂井地区介護保険広域連合規約の変更について、日程第 14、議案第 88号、坂井地区環境衛生組合の解散について、日程第 15、議案第 89号、坂井地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について、日程第 16、議案第 90号、三国あわら斎苑組合の解散について、日程第 17、議案第 91号、三国あわら斎苑組合の解散に伴う財産処分について、日程第 18、議案第 92号 坂井地区水道用水事務組合の解散について、日程第 19、議案第 93号 坂井地区水道用水事務組合の解散に伴う財産処分について

以上の議案 7件を一括議題とします。

議長（向山信博君） 上程議案に対する、提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第 87号、坂井地区介護保険広域連合規約の変更についてから議案第 93号、坂井地区水道用水事務組合の解散に伴う財産処分についてまでの 7議案について、提案理由を申し上げます。

ご承知のとおり、あわら市と坂井市が共同で処理している事務に関し、その合理化を推進するため、両市の職員で構成する坂井地区共同処理事務の合理化に関する研究会を平成 20年 5月に設置いたしました。

以来、検討を重ね、平成 22年 9月に報告書をまとめ、両市の議会にもご報告させていただいたところであります。

これを受け、議会におかれましても、平成 22年 12月に両市の市議会議員 7人ずつで構成する坂井地区共同処理事務の合理化検討議員協議会を発足していただき、8回にわたり協議や先進地視察を行いながら、基本となる事項について慎重にご検討をいただきました。

その結果、このほど、坂井地区介護保険広域連合と坂井地区環境衛生組合、三国あわら斎苑組合及び坂井地区水道用水事務組合等との事務統合を、目標としておりました平成 24年 4月 1日から実施することで、坂井市との合意が図られましたので、関係議案を提出するものであります。

それでは、初めに、議案第 87号、坂井地区介護保険広域連合規約の変更についてであります。本案は、平成 24年 4月 1日から坂井地区介護保険広域連合の名称を坂井地区広域連合に変更し、同連合が坂井地区環境衛生組合、三国あわら斎苑組合及び坂井地区水道用水事務組合等の事務を承継するため、坂井地区介護保険広域連合規約について、所要の変更を行うものであります。

主な変更点といたしましては、現在の坂井地区介護保険広域連合規約に規定された広域連合が処理する事務及び作成する広域計画に、先ほど申し上げました一部事務組合等の事務を追加するものであります。

また、議員の定数を 18人とし、関係市において選挙すべき議員の定数を、あわ

ら市においては7人に、坂井市においては11人に変更することとしております。

次に、議案第88号、坂井地区環境衛生組合の解散については、平成24年3月31日をもって坂井地区環境衛生組合を解散し、平成24年4月1日から同組合の事務を坂井地区広域連合が承継するとしたものであります。

次に、議案第89号、坂井地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分については、先の議案による同組合の解散に伴い、協議書に記載のとおりすべての財産を平成24年4月1日から坂井地区広域連合に帰属させるものであります。

次に、議案第90号、三国あわら斎苑組合の解散については、平成24年3月31日をもって三国あわら斎苑組合を解散し、平成24年4月1日から同組合の事務を坂井地区広域連合が承継するとしたものであります。

次に、議案第91号、三国あわら斎苑組合の解散に伴う財産処分については、先の議案による同組合の解散に伴い、協議書に記載のとおりすべての財産を平成24年4月1日から坂井地区広域連合に帰属させるものであります。

次に、議案第92号、坂井地区水道用水事務組合の解散については、平成24年3月31日をもって坂井地区水道用水事務組合を解散し、平成24年4月1日から同組合の事務を坂井地区広域連合が承継するとしたものであります。

次に、議案第93号、坂井地区水道用水事務組合の解散に伴う財産処分については、先の議案による同組合の解散に伴い、別紙協議書に記載のとおり、すべての財産を平成24年4月1日から坂井地区広域連合に帰属させるものであります。

以上、7議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（向山信博君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） ただいま議題となっております議案第87号から議案第93号までの7議案は、総務文教常任委員会に付託します。

会期延長の件

議長（向山信博君） 日程第20、会期延長の件を議題とします。

議長（向山信博君） お諮りします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、日程の都合によって12月16日まで1日延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は12月16日まで1日延長することに決定しました。

散会の宣言

議長（向山信博君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、12月16日は午前11時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午後2時16分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成24年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第57回あわら市議会定例会議事日程

第 4 日

平成23年12月16日(金)

午前11時開議

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第87号 坂井地区介護保険広域連合規約の変更について

日程第 3 議案第88号 坂井地区環境衛生組合の解散について

日程第 4 議案第89号 坂井地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について

日程第 5 議案第90号 三国あわら斎苑組合の解散について

日程第 6 議案第91号 三国あわら斎苑組合の解散に伴う財産処分について

日程第 7 議案第92号 坂井地区水道用水事務組合の解散について

日程第 8 議案第93号 坂井地区水道用水事務組合の解散に伴う財産処分について

日程第 9 議員派遣の件

1 閉議の宣告

1 市長閉会あいさつ

1 議長閉会あいさつ

1 閉会の宣告

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	徳丸敏郎
観光商工課長	小林昭彦	土木部長	木下勇二
教育部長	辻博信	会計管理者	高橋瑞峰
市民福祉部理事	岡崎新右衛門	土木部理事	松浦好孝
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	参事	山口徹
主査	宮川豊一		

開議の宣告

議長（向山信博君） これより、本日の会議を開きます。

議長（向山信博君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日は北浦経済産業部長が欠席のため、代理で小林観光商工課長が出席しております。

議長（向山信博君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前11時00分）

会議録署名議員の指名

議長（向山信博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、山田重喜君、5番、三上 薫君の両名を指名します。

議案第87号から議案第93号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（向山信博君） 日程第2から日程第8までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案については、総務文教常任委員会に付託し、審査願っておりますので、委員長より、その審査結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 総務文教常任委員長、三上 薫君。

5番（三上 薫君） 総務文教常任委員会審査の報告を申し上げます。

当委員会は、昨日、15日、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第87号、坂井地区介護保険広域連合規約の変更についてをはじめ7議案について、慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案7件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

これら7議案については、あわら市と坂井市が共同で処理している事務に関し、その合理化を推進するために、事務の統合を図るものであります。

まず、委員からは、現在の一部事務組合議会の議員数や報酬はどのようになっているのかとの問いがありました。

理事者からは、坂井地区介護保険広域連合議会議員は12人、三国あわら斎苑組合議会議員は8人、坂井地区環境衛生組合議会議員は12人、坂井地区水道用水事務組合議会議員は9人で、合計41人であるとの回答がありました。報酬についても説明がありましたが、資料が提出されておりますので省略をさせていただきます。

次に、構成市の負担割合はどのようになっているのか、また、あわら市としては

その割合は妥当であると考えているのか、との問いがありました。

理事者からは、坂井地区共同処理事務の合理化検討議員協議会の申し合わせでは、一部事務組合の現在の負担割合をそのまま引き継いでスタートさせることに決定しているとの回答がありました。

また、委員からは、統合前に介護保険の負担金の見直しを行うべきではなかったのかという問いがあり、理事者からは、統合の後、坂井市とは見直しを行っていくことになっているとの回答がありました。

次に、坂井市の赤坂聖苑を利用する市民もいるが、この広域連合に統一するという議論はなかったのかとの問いがありました。

理事者からは、このことについては、あわら市の議員の中には、それも入れるべきであるとの意見もあったが、坂井市との調整が難しく、今後の課題としてほしいということで決定したとの回答でありました。

これに関連して、協議会の議員からは、嶺北消防組合も、広域連合に統一すべきであると提案したが、難しいということで、今回の統合からは外れたとの意見もありました。

次に、統合された場合の最終的な職員数と、各一部事務組合の解散に伴う財産にはどのようなものがあるのかとの問いがありました。

理事者からは、現在の職員数は30人ですが、このうち3人は市の職員で、ほかの業務も兼務しているため、実質的な人数は28.3人であり、統合されると26人になるとの回答がありました。また、各一部事務組合の財産についても説明がありましたが、これについては、既に皆様に配布させていただいておりますのでご覧をいただきたいと思えます。

最後であります、これらの事務が統合されることによって、市民に与える影響はないのかとの問いがあり、理事者からは、市民に支障を来すようなことはないとの回答でありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（向山信博君） これより、総務文教常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（向山信博君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 質疑なしと認めます。

議長（向山信博君） これから、日程第2から日程第8までの討論、採決に入ります。

議長（向山信博君） 議案第87号、坂井地区介護保険広域連合規約の変更について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 87号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 87号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第 88号、坂井地区環境衛生組合の解散について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 88号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 88号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第 89号、坂井地区環境衛生組合の解散に伴う財産処分について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 89号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第 89号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第 90号、三国あわら斎苑組合の解散について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第 90号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第91号、三国あわら斎苑組合の解散に伴う財産処分について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第91号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第92号、坂井地区水道用水事務組合の解散について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第92号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（向山信博君） 議案第93号、坂井地区水道用水事務組合の解散に伴う財産処分について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 討論なしと認めます。

議長（向山信博君） これより、議案第93号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向山信博君） 起立全員です。

したがって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

議員派遣の件

議長（向山信博君） 日程第9、議員派遣の件を議題とします。

議長（向山信博君） お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

閉議の宣告

議長（向山信博君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

市長閉会挨拶

議長（向山信博君） 市長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（向山信博君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月定例会初日には、長期にわたってご審議いただきました平成22年度の各会計の決算につきまして認定をいただきました。また、今ほどは一部事務組合等の統合に関連する7議案につきましてもお認めをいただきました。ありがとうございます。

これによりまして、あわら、坂井、両市の一部の事務につきまして、新しいステージができ上がるとともに、事務の効率化がかなり図られるものと思って感謝をいたしております。

さて、年の瀬も迫って参りましたが、今年を振り返りますと、何といいましても東日本大震災をはじめとした災害の大変多い年でございます。日本にとっては、本当に苦難の1年ではなかったかなというふうに思います。被災された方々、お元気を取り戻すように議員各位とともにお祈りいたしたいと思っておりますし、また、今後ともいろいろな支援活動ができれば、それも実施していきたいなというふうに思っているところでございます。

そういう厳しい1年ではありましたが、あわら市を振り返ってみますと、おかげさまで穏便に過ごせた1年ではなかったかなというふうに思っております。そして、昨日は整備新幹線につきまして与党民主党の中で新しい動きがございました。まだ、正式決定ではございませんが、来週あたり、政府としての何らかの意思表示があるのではないかと期待をいたしているところでございます。年末になりまして、一つの光もさしてきたかなというふうに感じているところでございます。来年こそは、更にいい年であるようにお互いに努力をして参りたいというふうに思っております。

議員各位には、年末年始大変お忙しいことと存じますが、どうか、健康には留意されまして、よいお年をお迎えになられますように、お祈りを申し上げまして、閉会に当たってのお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長閉会挨拶

議長（向山信博君） 12月の議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先月の29日に始まりました12月議会定例会も本日をもって終了の運びとなりました。この間、皆様方には、精力的に審議審査いただきました。そして、妥当なる結論をいただきました。誠にありがとうございました。心から感謝を申し上げます。次第でございます。

今年もあと残すところ2週間ほどになりましたけれども、皆様方におかれましては、まだまだ忙しい日が続くと思いますが、お体を大切に、新しい年をお健やかに迎えになられますことをご祈念申し上げまして、誠に簡単措辞でございますけれども、12月定例会閉会に当たっての挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（向山信博君） これをもって、第57回あわら市議会定例会を閉会します。

（午前11時18分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成24年 月 日

議 長

署名議員

署名議員